

學問之獨立

明 治 十
六 年 二
月 發 兌

學問之獨立

第一

學問も政治も其目的を尋れば共に一國の幸福を増進せんとするものより外ならずと雖ども學問は政治に非ずして學者は政治家に異なり蓋し其異なる所以は何ぞや學者の事は社會今日の實際に遠くして政治家の働は日常人事の衝に當るものなればなり之を譬へば一國は猶一人の身體の如くにして學者と政治家と相共に之を守り政治家は病に當て治療に力を用ひ學者は平生の攝生法を授る者の如し開關以來今に至るまで智徳共に不完全なる人間社會は一人の身體何れの部分か必ず痛所ある者に異ならず治療に任ずる政治家の繁忙なる固より知る可し然るに學者が平生より養生の法を説て社會を警むることあれば或は其病を未發に防ぎ或は假令ひ發病に及ぶも大病に至らずして癒るを得べし即ち間接の働にして學問の力も亦大なりと云ふ可し過日時事新報の社説にも云へる如く(一月十一日社説)我開國の初め攘夷論の盛なる時に當ても洋學者流が平生より西洋諸國の事情を説て恰も日本人に開國の養生法

を授けたるに非ずんば我日本は鎖國攘夷病に斃れたるやも計る可らず學問の效力其洪大なること斯の如しと雖ども其學者をして直に今日の事に當らしめんとするも或は實際の用を爲さざること世界古今の例に少なからず攝生學専門の醫師にして當病の治療に活潑ならざるものと一様の道理ならん左れば學問と政治とは全く之を分離して相互に混同するを得せしめざること社會全面の便利にして其雙方の本人の爲にも亦幸福ならん西洋諸國にても執政の人が文學の差圖して世の害を爲し有名なる碩學が政壇に上りて人に笑はれたるの例もあり又我封建の諸藩に於て老儒先生を重役に登用して何等の用も爲さず却て藩士の爲に不都合を起して其先生も遂に身を喪したるもの少なからず畢竟攝生法と治療法と相混じたるの罪と云ふ可きものなり

學問と政治と分離すること國の爲に果して大切なるものなりとせば我輩は今の日本の政治より今の日本の學問を分離せしめんとを祈る者なり即ち文部省及び工部省直轄の學校を本省より離別することなり抑も維新の初には百事皆創業に係り是れは官に支配す可き事、夫れは私に屬す可き者と明に分界を論ずる者さへなくして新規の事業は一切政府に歸し工商の細事に至る迄も政府より手を出すの有様なれば學校の政府に屬す可きは無論にして即ち文部工部にも學校を設立したる由縁なれども今や十六年間の政事次第に整頓するの日に當て内外の事情を照し合せ歐米文明國の事實を參考すれば我日本國

に於て政府が直に學校を開設して生徒を集め行政の官省にて直に之を支配して其官省の吏人たる學者が之を教授するとは外國の例にも甚だ稀にして今日の時勢に少しく不都合なるが如し固より學問の事なれば行政官の學校に學ぶも又何れの學問所に學ぶも同様なる可きに似たれども政治社會の實際に於て然らざる者あり蓋し國の政事は前にも云へる如く今日の人事に當て臨機應變の處分ある可きものにして例へば饑饉には救恤の備を爲し、外患には兵馬を用意し紙幣下落すれば金銀貨を求め貿易の盛衰を視ては關稅を上下する等、俗言之を評すれば掛引かひりの忙はしきものなるが故に若しも國の學校を行政の部内に入る、ときは其學風も亦自から此掛引の爲に左右せらるゝなきを期す可らず掛引は日夜の臨機應變にして政略上に最も大切なる部分なれば政治家の常に怠る可らざることなれども學問は一日一夜の學問に非ず容易に變易す可らざるなり固より今の文部省の學制とても決して政治に關係するに非ず其學校の教則の如き我輩の見る所に於て大なる異論あるなし德育を重んじ智育を貴び其學術大概皆西洋文明の元素に資て體育養生の法に至るまでも遺す所なきは美なりと云ふ可しと雖ども如何せん此美なる學制を施行する者が行政官の吏人たるのみならず直に生徒に接して教授する者も亦吏人にして且學校教場の細事務と一般の氣風とは學則中に記す可きにも非ざれば其氣風精神の由て生ずる源は之を目下の行政上に資らざるを得ず而して其行政なるものは全體の性質に於て遠年に持續す可きものに

非ず又持續して宜しからざるものなれば政治の針路の變化するに從て學校の氣風精神も亦變化せざるを得ず學問の本色に背くものと云ふ可し之を要するに政治は活潑にして動くものなり學問は沈深にして靜なる者なり靜者をして動者と歩を共にせしめんとす其際に弊を見る勿らんとするも得べからず例へば青年の學生にして漫に政治を談じ又は政談の新聞紙等を讀で世間に喋々するは我輩も好まざる所にして之を止むるは即ち靜者をして靜ならしめ學者の爲に學者の本色を得せしめんとするの趣意なれども若しも之を止むる者が行政官吏の手より出るときは學者の爲にするに兼て又行政の便利の爲にするの嫌疑なきを得ず然るに行政の性質は最も活潑にして隨時に變化す可きが故に一時靜を命ずるも又時として動を勸るなきを期す可らず或は他の動者に反對して靜を守るの極端は己れ自から靜の境界を超えて反動の態に移るなきを期す可らず畢竟學問と政治と相密着するの餘弊ならん我輩が其分離を祈る由縁なり

第二

學問と政治と密着せしむるの不利は獨り我輩の發明に非ず古來我日本國に於て其理由趣旨を明言したる者こそなければども實際に於て其趣旨の行はれたるは不思議なりと云ふ可し往古の事は姑く聞き徳

川の時代に於て中央政府は無論三百藩にも儒臣なる者を置き子弟の教育を司るの慣行にして之を尊敬せざるには非ず藩主尙且儒臣に對しては師と稱する程のことにして榮譽少なからずと雖ども其これを尊ぶや唯學問上に限るのみにして政治に關しては曾て儒臣の喙を容れしめず甚しきは之を長袖の身分と稱して神官僧侶醫師の輩と同一視して政廳に入れざるのみならず他士族と齒するを許さざるの風なりき徳川の儒臣林大學頭は世々大學頭にして其身分は老中若年寄の次にして旗下の上席なれども徳川の施政上に釐臺の權力を持たず或は國家の大事に當ては大政府より諮詢のこともあれども唯顧問に止まるのみ蓋し其然る所以は武人の政府、文を輕ろんずるの弊など、嘆息する者もありしかども我輩の所見は全く之れに反し政府の文武に拘はらず子弟の教育を司る學者をして政事に參與せしむるは國の大害にして徳川の制度慣行こそ當を得たるものと信するなり當時若しも大學頭をして實際の行政官たらしめん歟林家の黨類甚だ多くして何れも論説には富む者なれば政府の中に忽ち林家の一派黨を成し而して其黨類の力よく全國を壓倒するには足らずして却て反對の敵を生じ林家支配の官立學校にて政談の主義は斯の如し之を實際に施したる政治の針路は云々と稱すれば都下の家塾は無論地方にも藩立私立の學校も盛なれば或は林家に従屬し或は之に反對し學問の談論より直に政治の主義に推し及ばして營に中央政府中の不和のみならず或は全國の變亂に至るも計る可らざりしに徳川政府の始終曾て

其弊害を見ざりしは畢竟するに教育の學者をして常に政治社外に在らしめたるの功德と云はざるを得ざるなり

人或は云く學問と政治とは固より異なり、異なるが故に學問所に政談を禁じて多く政治の書を讀ましめざるなり其制法規則さへ定まれば二者の分界明白にして人を誤ることなしとの説あれども唯説に云ふ可くして教育の實際に行はる可らざるの言なり假令ひ如何なる法則を設けて學問所を檢束するも苟も其教育を支配する學頭にして行政部内の人なれば教育を受る學生を禁じて政治の心なからしめんとするは難易を問はずして先づ其能くす可らざるを知る可し或は生徒を教訓警戒して政談に喋々する勿れ世上に何々を談ずる者あり何々に熱心する者あり甚だ心得違なれば之に倣ふ勿れと禁すれば其禁止の言葉の中に自から他の黨派に反對して之を嫌忌するの意味を含有するが故に假令ひ之を禁じても其學生の一類は彼の禁止の言中自から政治の意味あるを知る者なれば唯口にごそ政を談せざれども其成跡は恰も政談を談せざるの政黨たる可きのみ元來政治の主義針路を殊にするは異宗旨の如きものにして譬へば今法華宗の僧侶が衆人に向て念佛を唱ふる勿れと云ふのみにて敢て自家の題目を唱へよと勸るには非ざるも其念佛を禁ずるの際に法華宗に教化せんとするの意味は十分に見る可きが如し結局學校の生徒をして政治社外に教育せんとするには其首領なる者が眞實に行政の外に在て中心より無

偏無黨なるに非ざれば叶はざること、知る可し眞實に念佛を禁じて佛法の念なからしめんと欲せば念佛も禁じ題目も禁ずる歟又は念佛も題目も共に嫌忌せずして勝手に唱へしめ唯一身の自家宗教を信せずして之を放却するの外に方略ある可らず首領の心事と地位と實に偏黨なきに於ては其學校に何の書を読み何事を談ずるも何等の害をも爲さざるのみならず學問の本色に於て社會の現事に拘泥することなくして目的を永遠の利害に期するときは其讀書談論は却て傍觀者の品格を以て大に他の實業家を警しむるの大効を奏するに足る可し前に云へる林家及び其他の儒流尙ほ上て徳川の初代に在ては天海僧正の如き曾て幕政に關せずして却て時として大に政機を助けたるは決して偶然に非ざるなり之に反して支那の趙宋に於て學者の朋黨、近世日本の水戸藩に於て正黨奸黨の騷亂の如きは何れも皆教育家にして國の行政に關かり學校の朋黨を以て政治に及ぼし政治の黨派論を以て學校の生徒を煽動し遂に其餘毒を一國の社會に及ぼしたるの惡例なり教育の首領たる者が學校の生徒を左右するに當ては固より其首領の意見次第にて他の學校と主義を殊にして學派の同じからざることあらん甚しきは相互に敵視することもあらんと雖ども政事に關係せざる間は唯學問上の敵對にして武術の流儀を殊にし書畫の風を殊にするものに等しく毫も世の妨害たらざるのみならず却て競争の方便たる可しと雖ども苟も其學派をして政治上の性質を帯びしむるときは沈靜の色は忽ち變じて苛烈活動の働を現はし其禍の至る

所實に測量す可らざるものあり經世家の飽くまでも注意用心す可き所のものなり

第三

我國に於ても數年の後には國會を開設するのとなして世上には往々政黨の沙汰もあり國會開設の後は何れ公然たる黨派の政治と爲るとならん歟、曾て日本に先例もなきことなれば開設後の事情は今より臆測す可らざる所なれども政事の主義に就ては色々に仲間を分て随分喧しきことならん或は政府が隨時に交代すること西洋諸國の例の如くならん歟假令ひ或は交代せざるにもせよ又交代するにもせよ政の針路は隨時に變更せざるを得ず然る時に當て全國の學校は其時の政府の文部省に附屬し教場の教員に至るまでも政府の官吏にして政府の針路一變すれば學風も亦一變するが如き有様にては天下文運の不幸之より大なるはなし例へば政府の當局者が貿易の振はずして一兩年間輸出入の不均なるを憂ひ、是は我國人が殖産工商の道に迂濶なるが故なり、工業起さざる可らず商法講せざる可らずとて頼りに之を奨勵して後進の青年を商工の一方に教育せんとする其最中に外國政治上の報告を聞けば近來甚だ穩ならず歐洲各國の形勢云々なるのみならず近く隣國の支那に於て大臣某氏が政權を執て其政略は斯の如し或は東洋全面の風波も計る可らず不虞に豫備するは廟算の極意にして目下の急は武備

を擴張して士氣を振起するに在り學校教育の風も文弱に流れずして尙武の氣を奨勵するこそ大切なれとて其針路に向ふ時は曩に工藝商法を講習して將さに殖産の道を學ばんとしたる學生も忽ち經濟書を廢して兵書を読み筆を投じて戎軒を事とするの念を發すべし少年の心事其軟弱なること杞柳の如く他の指示する所に從て變化すること甚だ易し而して其指示の原因は何れよりすと尋るに一兩年間貿易輸入の不平均歟若くは隣國一大臣の進退に過ぎず内國貿易の景況、隣國交際の政略、當局の政治家に於ては實に大切にして等閑に附す可らざるものなれども之が爲に所期百年の教育上に影響を及ぼすとは憐むべき次第ならずや斯く政治と學問と密着するときは甲者の變勢に際して常に乙者の動搖を生じ其變愈甚しければ其餘波も亦愈劇なり爰に一例を舉れば舊幕府の時代江戸に開成學校なる者を設立して學生を教育し其組織隨分盛大なるものにして恰も日本國中洋學の中心とも稱す可き姿なりしが一朝幕府の顛覆に際して生徒教員も忽ち四方に散じて行く所を知らず東征の王師必ずしも開成校を敵として之を滅さんとするの意もなかりしことならんと雖ども學者の輩が斯くも狼狽して一朝にして一大學校を空了して日本國の洋學が幕府と共に廢滅したるは何ぞや開成校は幕政府中の學校にして時の政治に密着したるが故なり語を易へて云へば開成校は幕府政黨に與みして其生徒教員も自から其黨派の人なりしが故なり此輩が學者の本色を忘却して世變に眩惑し目下の利害を論じて東走西馳に忙はしくし

或は勤王と云ひ又佐幕と稱し學者の身を以て政治家の事を行はんとしたるの罪なり當時若し此開成校をして幕府の政權を離れ政治社外に逍遙して眞實に無偏無黨の獨立學校ならしめ其教員等をして眞實に豪膽獨立の學者ならしめなば東征の騷亂何ぞ恐るゝに足らんや彈丸雨飛の下にも啞喑の聲を斷たずして學問の命脈を持続す可き筈なりしに學校組織の不完全なると學者輩の無氣力なるとに由り遂に然るを得ずして見るに忍びざるの醜體を呈し維新の後漸く文部省の設立に逢ふて辛ふじて日本の學問を蘇生せしめ其際に前後數年を空ふしたるは學問の一大不幸なりと斷言して可なり固より今の政府は舊幕府に異なり騷亂再來す可きに非ざるは無論なれ共政治と學問と附着して不利なるは政の良否に拘はらず古今欺く可らざるの事實と知る可し又維新の初に神道なる者は日本社會の爲に如何なる事を爲したる歟を見よ其功德未だ現はれずして先づ廢佛の議論を生じ其成跡は神佛同居を禁じ、僧侶の生活を苦しめ信者の心を傷ましめ全國神社佛閣の勝景美觀を破壊して今日の殺風景を致したるのみ抑も神道なる者は我輩の知らざる所なれども一種の學問ならんのみ苟も學問とあれば自から主義の見る可き者あるは無論なるが故に其學問の主義を以て他の學流と競争するも可なり相互に敵視するも可なり政治に密着せざる間は唯其學流自然の力に任じて自から強弱の歸する所ある可き筈なるに王政維新の際に於て大に政府に近づき其政權に依頼したるが爲に頓に活動を逞ふし其學問に不相當なる大變動を生じ

て日本國の全面に波及したるは是亦學問と政治と附着したるの弊害と云ふ可し

右等は維新前後の大事變なれども大變の時勢は姑く閑き平時と雖ども世の政談の熱度次第に増進すれば其氣は自から學校に波及して校中多少の熱を催ふす可きは自然の勢に於て免かれ難きことならん全國の學校を行政官に支配し又行政官の手を以て其教授を司どり顧て各地方の政治家を見れば時の政府と意見を殊にして之に反對する者あるの場合に於ては其反對の働は單に政治の事項に止らずして行政部内に在る諸學校にまで及ぼして本來無辜の學問に對して無縁の政敵を出現するに至る可し既に今日に在ても學校の教員等を採用するに其政治の主義如何を問ふて何々政黨に縁ある者は用ひ難しと極めて窮窟なることを云ふ者あれば又一方には小學の教員を雇ふに何某は何れの政談演說會に聽衆の喝采を得たる人物なれば少しく其給料を豐にして之を遇す可しとて學識の深淺を問はずして小政談の巧拙を以て品評を下だす者あり雙方共に政治の熱心を以て學校を弄ぶものと云ふ可し、雙方共に學問の爲に敵を求るものと云ふ可し、元來學問は他の武藝又は美術等に等しく全く政治に關係を持たず如何なる主義の者にも唯其學術を教授するの技倆ある者にさへあれば教員として妨なき筈なるに之を用るに其政治上の主義如何を問ひ又其政談の巧拙を評するが如きは今日こそ世人の輕々看過する所ならんと雖ども其實は恐る可き禍亂の徵候にして我輩は天下後日の世相を臆測し日本の學問は不幸にして

政治に附着して其慘狀の極度は彼の趙宋舊水戸藩の覆轍に陥ることはなかる可きやと憂苦に堪へざるなり

第四

去れば今日この禍を未然に防ぐは實に焦眉の急にして決して怠る可らざるものならん其法如何して可ならんと云ふに我輩の持論は今の文部省又は工部省の學校を本省より分離して一旦帝室の御有と爲し更に之れを民間の有志有識者に附與して共同私有私立學校の體を成さしめ帝室より一時巨額の金圓を下附せられて永世保存の基本を立る歟又年々帝室の御分量中より學事保護の爲にとて定額を賜はる歟二様の内如何様にもす可きなれども一時下附の法も甚だ難事に非ず例へば目今本省にて其直轄學校の爲めに費す所毎年五十萬圓なれば資金五百萬圓を一時に下附して該共同の私有金と爲し此金を以て實價五百萬圓の公債證書を買ふて之を政府に預け年々凡そ五十萬圓の利子を收領す可し名は五百萬圓を下附すと云ふも其實は現金を授けるに非ず大藏省中貯蓄の公債證に記名を改るのみ又この大金を人民に下附するとは雖ども其人の私に惠與するに非ざるは無論にして私の字に冠するに共同の字を以てすれば固より一個人の私す可らざるや明なり私立學校は既に五百萬圓の資金を得て維持の法甚だ易

し是に於て尙全國の碩學にして才識德望ある人物を集めて常に學事の會議を開き學問社會の中央局と定めて文書學藝の全權を授け教育の方法を議し、著書の良否を審査し、古事を探索し、新説を研究し、語法を定め、辭書を編成する等百般の文事を一手に統轄し一切政府の干渉を許さずして恰も文權の本局たる可し在昔徳川政府勘定所の例に旗下の士が廩米を受取るとき米何石何斗と書く米の字は其竪棒を上に通さずして俗様に丞と記す可き法なるを或る時林大學頭より出したる受取書に楷書を以て尋常に米と記しければ勘定所の俗吏輩如何で之を許す可きや成規に背くとて却下したるに林家に於ても之に服せず同家の用人と勘定所の俗吏と一場の爭論と爲りて遂に勘定奉行と大學頭と直談の大事件に及びたる時に大學頭の申し分に日本國中文字の事は拙者一人の心得に在り米は米の字にて宜しとの一言にて政府中の全權と稱する勘定奉行も之が爲に失敗したりとの一話あり右は事實か或は好事家の作りたる奇話か之を知る可らずと雖ども林家に文權の歸したる事情は推察するに足る可し今日は時勢も違ひ斯る奇話ある可き様もなしと雖ども若しも幸にして學事會の設立もあらば其權力は昔日の林家の如くならんこと我輩の祈る所なり又學事會なる者が斯く文事の一方に就て全權を有する其代りには之をして斷じて政事に關するを得せしめず如何なる場合に於ても學校教育の事務に關する者をして兼て政事の權を執らしむるが如きは殆ど之を禁制として政權より見れば學者は所謂長袖の身分たらんこと

是亦我輩の祈る所にして之を要するに學問を以て政事の針路に干渉せず、政事を以て學問の方向を妨げず、政權と學權と兩立して兩ながら其處を得せしめなば政を施すにも易く學を勉るにも易くして雙方の便利これより大なるものなかる可しと信するものなり

右の如くして文部省は全く廢するに非ず文部省は行政官にして全國の學事を管理するに行政の權力を要するもの甚だ少なからず例へば各地方に令して就學適齡の人員を調査し、就學者の多寡を計へ、人口と就學者との割合を比例し、又は諸學校の地位履歴、其資本の出處、保存の方法を具申せしめ時としては吏人を地方に派出して諸件を監督せしむる等都て學校の管理に關する部分の事は文部省の政權に非ざれば能くす可らず況や強迫教育法の如き必ず政府の權威に由て始て行はる可きのみ但し我輩は素より強迫法を賛成する者にして全國の男女生れて何歳に至れば必ず學に就く可し、學に就ざるを得ずと強ひて之に迫るは今日の日本に於て甚だ緊要なりと信すれども其學問の風を斯の如くして其教授の書籍は何を用ひて何を讀む可らずなど、教場の教授法にまで命令を下すが如きは亦事の宜しからざるものと信す之を要するに學問上の事は一切學者の集會たる學事會に任じ學校の監督報告等の事は文部省に任じて、云はゞ學事と俗事と相互に分離し又相互に依頼して始めて事の全面に美を致す可きなり譬へば海陸軍に於ても軍艦に乗て海上に戦ひ馬に跨て兵隊を指揮するは眞に軍人の事にして身躬

から軍法に明にして實地の經驗ある者に非ざれば此任に堪へず左れども海陸軍必ずしも軍人のみを以て支配す可らず軍律の裁判には法學士勿る可らず、患者の爲には醫學士勿る可らず、行軍の時に輜重兵糧の事あり平時にも固より會計簿記の事あり其事務千緒萬端何れも皆戰隊外の庶務にして其大切なるは戰務の大切なるに異ならず庶務と戰務と相互に助けて始めて海陸軍の全面を維持するは普ねく人の知る所ならん然ば則ち全國學問の事に於ても教育の針路を定めて後進の學生を導き文を教へ藝學を授る者は必ず少年の時より身躬から教育を受けて又他人を教育し教場實際の經驗ある者にして始めて其任に當る可し即ち學者をして學問教育の事を司らしむ可き由縁なれども又一方より見れば全國の教育事務は獨り學者のみに任す可らず之を管理して其事を整齊せしむるには行政の權力を用ひて所謂事務家の働に依頼せざるを得ず學者が政權に依て學問を人に強ひんとし事務家が學問の味を知らずして漫に之を支配せんとするは軍人が海陸軍の庶務を兼ねて庶務の吏人が戰陣の事を差圖せんとするに異ならず兩ながら勞して效なきのみならず却て全面の成跡を妨るに足る可きのみ海陸軍の醫士法學士又は會計官が戰士を指揮して操練せしめ又は戰場の時機進退を令するの難きは人皆これを知りながら政治の事務家が教育の法方を議し其書籍を撰定し又は教場の時間生徒の進退を指令するの難きを知らざる者あらんや我輩の開陳する所必ずしも妄漫ならざるを許す者ある可しと敢て自から之を信するなり

第五

帝室より私學校を保護せらるゝの事に付ては其資金を如何するやとの問題もあれども此一條は最も容易なる事にして心を勞するに足らず我輩の持論は今の帝室費を甚だ不十分なるものと思ひ大に之を増す歎又は帝室御有の不動産にても定められたきとの事は毎度陳述する所にして若しも幸にして我輩の意見の如くなることもあらば私學校の保護の如き全國僅に幾十萬を以て足る可し或は一時巨額の資本を附與せらるゝとて亦唯幾百萬圓の金を無利足にして永代貸下るの姿に異ならず決して帝室の大事と稱す可き程のものに非ず或は今の政府の財政困難にして帝室費をも増すに違あらずと云はん歎極度の場合に於ては國庫の出納を毫も増減せずして實際の事は舉行す可し其法他なし文部工部省の學校を分離し御有と爲すときは本省に於ては從來學校に給したる定額を省く可きは當然の算數にして此定額金は必ず大藏省に歸することならん大藏省に於ては期せずして歳出を減じたることなれば其金額を以て直に帝室費を増加し帝室は此増額を以て學校保護の用に充られたらば更に出納の實際に心配なくして事を辨すること甚だ容易なる可し常に實際に心配なきのみならず學校の官立なりしものを私立に變ずるときは學校の當局者は必ず私有の心地して百事自然に質素謹儉の風を生じ舊慣に比して大に費用

を減す可きは無論、或は之れを減せざれば舊時同様の資金を以て更に新に學事を起すに足る可し今の官立校とて徒に金圓を浪費亂用すると云ふには非ざれども事の官たり私たるの別に由て費用も亦自から多少の差あるは社會に免れざる所にして世人の明知する事實なれば今回若し幸にして官私の變革あらば國庫より見て學校の資本は必ず豐なるを覺ることならん

又或は人の説に官立の學校を廢して共同私立の體に變じ其私立校の總理以下教員に至る迄も從前官立學校に従事したる者を用ひ學事會を開て學問の針路を指示するが如きは甚だ佳しと雖ども其總理教員なる者は以前は在官の榮譽を辱ふしたる身分にして俄に私立の身と爲りては恰も榮譽を失ふの姿にして心を痛ましむるの情實ある可しと云ふものあり我輩一と通りの考にては此言は全く俗吏論にして學者の心事を知らざるものなりと一抹し又らんとしたれども又退て再考すれば學者先生の中にも隨分俗なる者なきに非ず或は稀には何官何等出仕の榮を以て得々たる者もあらん然りと雖ども學者中假令此此臭氣の人物ありとするも之れを處すること亦甚だ易し先づ利祿を以て云へば學校の官私を問はず俸給は依然として舊の如くなる可し又利祿を去て身分の一段に至ては帝室より天下の學者を網羅して之に位階勳章を賜はらば夫れにて十分なる可し抑も位階勳章なるものは唯政府に限る可きものに非ず官吏の辭職するは政府を去る者なれば其去るときに位階勳章を失はず或は華族の如き曾て政府の官途

に入らざるも必ず位階を賜はるは其家の榮譽を表せらるゝの意ならん左れば位階勳章は官吏が政府の職を勤るの勞に酬るに非ずして唯普通なる日本人の資格を以て政府の官職をも勤る程の才徳を備へ日本國人の中にて拔群の人物なりとて其人物を表するの意ならん官吏の内にても一等官の如きは最も易からざる官職にして尋常の才徳にては任に堪へ難きものなるに能く其職を奉じて過失もなきは日本國中稀有の人物にして其天稟の才徳、生來の教育共に第一流なりとて一等勳章を賜はりて貴き位階を授ることならん左れば官吏が職を勤るの勞に酬るには月給を以てし數を以て云へば百の勞と百の俸給と正しく相對して其有様は殆ど賣買の主義に異ならず此點より論するときは仕官も亦營業渡世の一種なれども俸給の外に位階勳章を與ふるは其勞力の大小に拘はらず恰も日本國中の人物を排列して其段等を區別する者にして官途には自から拔群の人物多きが故に位階勳章を得る者の數も官途に多き由縁なり政府の故意にして殊更に官途の人のみに之を與ふるに非ず官職の働は恰も人物の高低を計るの測量器なるが故に一度び測量して之を表するに位階勳章を以てして其地位既に定るときは本人の働は何様にても之に關することなく地位は生涯其の身に附て離れざるものなり即ち辭職の官吏も其の位階勳章をば生涯失ふことなきを見て之を知る可し

第六

位階勳章は直に帝室より出るものにして政府吏人の毫も關り知る可き者に非ず而して其帝室は日本國全體の帝室にして政府一局部の帝室に非ず帝室固より政府に私せず政府固より帝室を私せず無偏無黨の帝室は帝國の全面を照らして其孰れに厚からず又孰れに薄からず帝室より降臨すれば政治の社會も學問の社會も宗旨も道德も技藝も農商も一切萬事要用ならざるものなし苟も是等の事項に就て拔群の人物あれば則ち之を賞して其拔群なるを表す位階勳章の精神は蓋し此に在て存するものならん人間社會の事は千緒萬端にして唯政治のみを以て組織す可きものに非ず人の働も亦千緒萬端に分別して之に應せざる可らず即ち人事の分業分任なり既に之を分て之に任ずるときは各長する所ある可きは自然の理にして農商の事に長するものあり、工藝技術に長するものあり、或は學問に長じ或は政治に長する等相互に争ふ可らざるものあるが故に此事に長するものは之を貴び其業に長する者は其業の長者として之に最上の榮譽を與ふるも亦自然の理に於て許す可きものなり例へば大關が相撲最上の長者なれば九段は碁將棋最上の長者にして其長者たるや一等官が政事の長者たるに異ならざるなり左れば生れながらにして學に志し學生の精神を自身の研究と他人の教導とに用ひて其一方に長する者は學問社會

の長者にして是亦一等官が政事の長者たるに異ならざるや固より明白なり而して其相撲の大關又は碁將棋の九段なる者が太政大臣と同一様の榮譽を得ざるは何ぞや相撲と碁將棋とは其事柄に於て之を政事に比して輕重の別あるが故に其輕重の差に従て雙方の長と長と比肩するを得ざるものなりと雖ども今一國文明の進歩を目的に定めて政事と學事と相互に比較したらば孰れを重しとし孰れを輕しとするは判斷に於て甚だ難き事ならん學者をして學問の貴きを説かしめたらば政事の如きは小兒の戯にして論するに足らざるものなりと云ひ、政事家も亦學問を蔑視して實用に足らざる考朽の空論なりとすることならんと雖ども是れは所謂雙方の偏頗論にして公平に云へば政事も學問も共に人事の至要にして雙方共に一日も空ふす可らず、政事は實際の衝に當つて大切なり、學問は永遠の大計を期して大切なり、政事は目下の安寧を保護して學者の業を安からしめ、學問は人を教育して政事家をも陶冶し出す、雙方共に毫も輕重あることなしとの裁判にて雙方に不平なかる可し

一國文明の爲に學問の貴重なること既に明なれば其學問社會の人を尊敬して之に位階勳章を與ふるは誠に尋常の法にして更に天下の耳目を驚かす程の事に非ず即ち學問社會上流の人物は政事社會上流の人物と正しく同等の地位に立て毫も輕重ある可らず唯相互に其事業を干涉せざるのみ朝廷には位を貴び郷黨には齡を貴ぶと云ふは政府の官職貴きも之を以て郷黨民間の交際を輕重するに足らずとの意

味ならん況や學問社會に對するに於てをや政府の官途に奉職すればとて其尊卑は毫も効なきものと知る可し佛蘭西の大學校にて第一世「ナポレオン」は其學事會員たるを得たれども第三世「ナポレオン」は遂に之を許されざりしと云ふ同國にて學權の強大なること以て證す可し我日本國にても政府の官職は唯在職中の等級のみにて此他に位階勳章の制を立てず尊卑は唯政府中官吏相互の等級にして曾て政府外に通用せざるものなれば私の會社中に役員の等級あるが如くにして他に影響すること少なからんと雖ども苟も其人の事業に拘はらずして其身を輕重するの法あるからには其法は須らく全國人民に及ばして政府の内と外とに差別する所ある可らざるなり官吏も日本政治社會の官吏なり學者も日本學問社會の學者なり其事業こそ異なれども其人物の輕重に至ては毫も異なることなくして唯偶然に此人物が學問に志して學者の業に安んずるが故に其身の榮譽を表するの方便を得ず彼の人物が偶然に仕官に志して官吏の業に就たるが爲に利祿に兼て榮譽を得るとは人事の公平なるものと云ふ可らず固より高尚なる理論上より云へば位階勳章の如き誠に俗中の俗なるものにして齒牙に留む可きに非すと云ふと雖ども是れは唯學者普通の公言にして其實は必ずしも然らず眞實に脱俗して榮華の外に逍遙し天下の高處に居て天下の俗を睥睨するが如き人物は學者中百に十を見ず千萬中に一二を得るも難きことならん況や日本國中榮譽の得べきものなければ則ち止まんと雖ども等しく國民の得べきものにして彼れは

之を得て此れは得ずとあれば殊更に辱しめらるゝの念慮なきを得ず是れをも忍て塵俗の外に悠々たる可しとは今の學者に向て望む可らざることならんのみ

右の次第にて學者の榮譽を表するが爲めに位階勳章を賜はるは誠に尋常の事にして政府の官吏にのみ之を賜はるの多きこそ却て人の耳目を驚かす可き程の次第なれば今回幸にして行政官直轄の諸學校を私立の體に改革せられたらば其教員の輩は固より無官の人民なれども何れも皆少小の時より學に志して自身を研ぎ他を教育するの技倆ある人物にして日本國中學問の社會に於ては長者先進と稱す可き者なるが故に其人物に相當す可き位階勳章を賜はるは事の當然にして本人等の満足す可きのみならず亦以て帝室の無偏無黨にして日本國の全面を通覽せられ政治も學問も同一視し給ふとの盛意を示すに足る可きこと、信するなり

第七

帝室は既に日本私立學校の保護者たり尙この上に望む所は天下の學者を撰で之に特別の榮譽と年金とを與へて其好む所の學藝を脩めしむる事なり近年西洋に於て學藝の進歩は殊に迅速にして物理の發明に富むのみならず其發明したるものを人事の實際に施して實益を取るの工風日に新にして凡そ工場

又は農作等に用る機關の類は無論、日常の手業と名く可き灌水割烹煎茶點燈の細事に至るまでも悉皆學問上の主義に基て天然の原則を利用するとを勉めざるはなし之を要するに近年の西洋は既に學理研究の時代を經過して方今は學理實施の時代と云て可ならん歟之を形容して云へば軍人が兵學校を卒業して正に戰場に向ひたる者の如し之に反して我日本の學藝は十數年來大に進歩したりと云ふと雖ども未だ卒業せざるのみならず恰も他國の調練を調練する者にして未だ戰場の實地に臨まず物理新に發明するを得ず其實施の時代に至るには前途尙遙なりと云ふ可し例へば醫學の如きは日本にて其由來も久しく隨て其術も他の諸科に超越する者なれども今日の有様を見れば西洋の日新を逐ふて常に及ばざるの嘆を免かれず數百年の久しき日本にて醫學上の新發明ありしを聞かざるのみならず我國に固有の難病と稱する脚氣の病理さへ尙未だ詳明するを得ず畢竟我醫學士の不智なるに非ず自家の學術を研究せんとして其時と資金とを得ざるが爲なり僅に醫學の初歩を學び得るときは或は官途に奉職し或は開業して病家に奔走し奉職開業必ずしも醫士の本意に非ざるも糊口の道なきを如何せん口を糊せんとすれば學を脩るの閑なし學を脩めんとすれば口を糊するを得ず一年三百六十日脩學半日の閑を得ずして身を終るもの多し道の爲に遺憾なりと云ふ可し（我輩曾て謂らく打候聽候は察病に最も大切なものなれども醫師の聽機穎敏ならずして必ず遺漏ある可きなれば此法を研究するには盲人の音學に精しき者

を撰て先づ健全なる肺臟心臓等の動聲を聴かしめ次第に患者變常のときに試みて其音を區別せしめたらば従前醫師の耳にて五種に分ちたるものも盲人の耳には其一種中を細別して二三類に分つともある可し即ち従前の察病法五様なりしものが五に三を乗じて十五様の手掛りを得べし此試驗果して有効のものならば醫學部には必ず音學を以て一課と爲し青年學生の聽機顯敏なる時に及で之に慣れしめざる可らず或は其俊英なる者は打候聽候を以て専門の業と爲して之を用るも可ならん蓋し醫學の秘密は是等の注意に由て發明するともあらんと信す獨り醫學のみならず理學なり又文學なり學者をして閑を得せしめ又隨て相當の活計あらしむるときは其學者は決して懶惰無爲に日月を消する者に非ず生來の習慣恰も自身の熱心に刺衝せられて勉強せざるを得ず而して其勉強の成跡は發明工風にして本人一個の利益に非ず日本國の學問に富を加へて國の榮譽に光を増すものと云ふ可し又著述書の如きも近來世に大部の著書少なくて唯其種類を増し隨て發兌すれば隨て近淺の書多しとは人の普ねく知る所なるが其原因として他に在らず學者にして幽窓に沈思するの暇を得ざるが爲なり蓋し意味深遠なる著書は讀者の縁も亦遠くして發兌の賣買上に損益相償ふを得ず之を流行近淺の雜書に比すれば著作の心勞は幾倍にして所得の利益は正しく其割合に少なし大著述の世に出でざるも偶然に非ざるなり何れも皆學問上には憂ふ可きの大なるものにして其憂の原因は學者の身に閑なくして家に恒産なきが爲なり故に今

帝室より私學校を保護するに兼て學者の篤志なるものを撰び之に年金を與へて其生涯安身の地位を得せしめたらば自から我學問社會の面目を改めて日新の西洋諸國に並立し日本國の學權を擴張して鋒を海外に争ふの勢に至る可きなり財政の一方より論すれば常式の官職もなきものへ毎年若干の金を與るは不經濟にも似たれども常式の官員として必ずしも事實今日の政務に忙はしくする者のみに非ず政府中に散官なるものありて其散官の中には學者も少なからず假令ひ或は散官ならざるも生來文事を以て恰も其人の體格を組織したる人物は之を政事に用ひて其用を爲すに足らず學者は之に事を諮問するに適して之に事を任ずるに不便利なり斯る人物を政府の區域中に入れて其不慣なる衣冠を以て束縛するよりも等しく錢を與ふるならば之を俗務外に安置して其生計を豊にし其精神を安からしむるに若かず元老院中二三の學者あるも其議事之が爲に色を添るに非ず海陸軍中一二の文人あるも戰場の勝敗に關す可きに非ず或は學者文人に諮問の要もあらば其時に隨て之に問ふこと甚だ易し國の大計より算すれば年金の法決して不經濟ならざるなり

第八

帝室より私學校を保護し學者を優待するは學問の進歩を助るのみならず我國政治上に關しても大な

る便益を呈するとならん抑も文字の意味を廣くして云へば政治も亦學問中の一課にして政治家は必ず學者より出で學校は政談家を生ずるの田圃なれども學校の業成るの日に於て其成業の人物が社會の人事に當るに及ては各其赴く所を異にせざるを得ず工たり商たり又政治家たり或は學成るも尙學問を去らず畢生を委ねて學理の研究又は教育の事を勉る者あり即ち純然たる學者なり左れば工商又は政治家は其所得の學問を人間の實業に利用する者にして學者は生涯學問を以て業と爲す者なり前にも云へる如く政治の國の爲に大切なるは學問の大切なるに異ならず、政治學日に進歩せざる可らず國民全體に政治の思想なかる可らず政談熱心せざる可らず、政事常に語る可し、國民にして政治の思想なきは陶虞三代の愚民にして名は人民なるも其實は豚羊に異ならず共に國を守るに足らざるものなれば苟も國を思ふの丹心あらんものは内外の政治に注意せざる可らず政治の事甚だ大切なりと雖ども是れは人民一般普通の心得にして爰に政治家と名るものは一家専門の業にして政權の一部分を手に執り身躬から政事を行はんとする者なれば其有様は工商が其家業を營み學者が學問に身を委るに異ならず之を要するに國民一般に政治の思想を養へとは國民一般に學問の心掛けある可しと云ふに異ならず、人として學問の心掛けは大切なれども全國の人民悉皆學者たる可きに非ず、人として政治の思想は大切なれども全國の人民悉皆政治家たる可きに非ず世人往々此事實を知らずして政治の思想要用なりと云へば忽ち

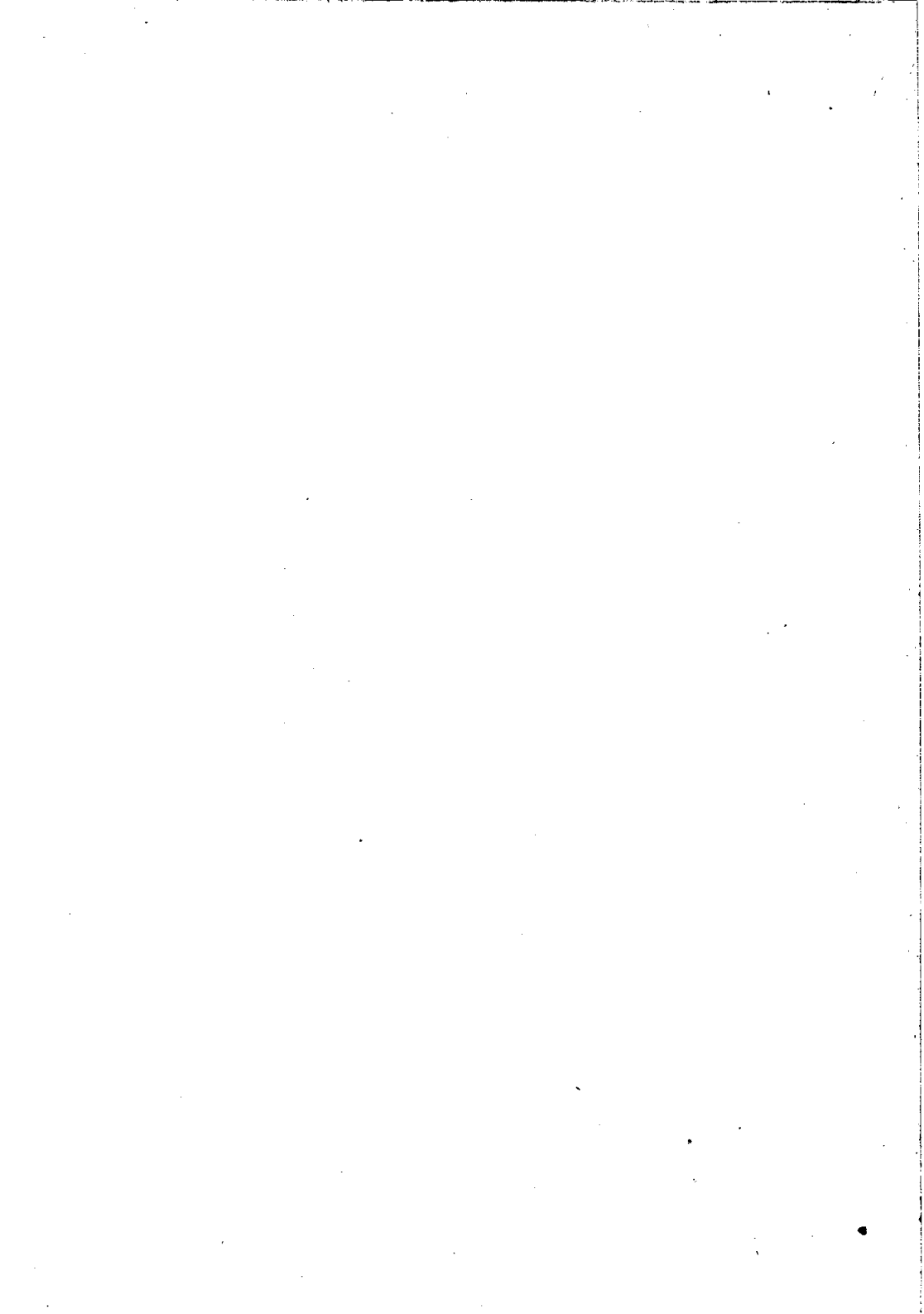
政治家の有様を想像して己れ自から政壇に上て政を執るの用意し生涯政事の事業を以て身を終らんと覺悟する者多し、學問と云へば忽ち大學者を想像して生涯書に對して身を終らんとする者あるが如し其心掛けは嘉みす可しと雖ども人々に天賦の長短もあり家産家族の有様もあり幾千萬の人物が決して政治家たる可きにも非ず又大學者たる可きにも非ず世界古今の歴史を見ても其事實を證す可きなれば政治も學問も其專業に非ざるより以外は唯大體の心得にして止み尋常一樣の教育を得たる上は各其長する所に從ひ廣き人間世界に居て隨意に業を營み以て一身一家の爲にし又隨て國の爲にす可きなり

政治も學問も相互に其門を異にして人事中専門の一課とするときは各門相互に于渉す可らざるは無論、各自家の專業を勉めて相互に顧ることもなきを要す、政治家たるものが既に學問受教の年齢を終て政事に志し又政事を執るに當ては自身に學問の心掛けは固より怠る可らざるも學校教育上の事は忘れたるが如くに之を放却せざる可らず、學者が學問を以て畢生の業と覺悟したる上は自身に政治の思想は固より養ふ可きも政壇青雲の志は斷じて廢棄せざる可らず、然るに近日世間の風潮を觀るに政治家なる者が教育の學校を自家の便に利用する歟又は政治の氣風が自然に教場に浸入したるもの歟其教員生徒にして政の主義を彼れ是れと評論して自から好惡する所のものがあるが如し政治家の不注意と云ふ可し政治の氣風が學問に傳染して尙廣く他の部分に波及するときは人間萬事政黨を以て敵味方

を作り商賣工業も政黨中に籠絡せられて甚しきは醫學士が病氣を診察するにも寺僧又は會席の主人が人に座を貸すにも政黨の敵味方を問ふの奇觀を呈するに至る可し社會親睦人類相愛の大義に背くものと云ふ可し又一方の學者に於ても世間の風潮政談の一方に向ふて苟も政を語る者は他の尊敬を蒙り又隨て衣食の道にも近くして身を起すに容易なる其最中に自家の學問社會を顧れば生計得べきの路なきのみならず簞雪幾年の辛苦を忍耐するも學者なりとして敬愛する人さへなき有様なれば寧ろ書を抛て一臂を政治上に振ふに若かずとて壯年後進の學生は争ふて政治社會に入らざるはなし其人の罪に非ず風潮の然らしむる所なり今の風潮は天下の學生を驅て之を政治に入らしむるものなるを世の論者は往々其原因を求めずして唯現在の事相に驚き今の少年は不遜なり輕躁なり漫に政治を談じて身の程を知らざる者なりとて之を咎る者あれども假に其所言に従て之を醉狂人とするも明治年間今日に至て俄に狂す可きに非ず其狂や必ず原因ある可し其原因とは何ぞや學生にして學問社會に身を寄す可きの地位なきもの即是なり其實例は之を他に求るを須たす或は論者の中にも其身を寄する地位を失はざらんが爲に説を左し、又其地位を得たるが爲に主義を右したることもあらん之を得て右したる者は之を失へば復た左す可し何ぞ現在の左右を論するに足らんや自身にして斯の如し他人も亦斯の如くなるべし伐柯其則不遠自心を以て他人を忖度す可し人の心を鎮撫するの要は其身を安からしむるに在り安身は安

心の術なり故に今帝室の保護を以て私學校を維持せしめて兼て又學者を優待するの先例を示されたらば世間にも次第に學問を貴ぶの風を成して自然に學者安身の地位も生すべきが故に專業の工たり農商たり又政治家たる者の外は學問社會を以て畢生安心の地と覺悟して政壇の波瀾に動搖することなきを得べし我輩會て云へることあり方今政談の喋々を直に制止せんとするは些少の水を以て火に灌ぐが如し大火消防の法は水を灌ぐよりも其燃焼の材料を除くに若かずと蓋し學者の爲に安身の地を作て其政談に走るを留るは亦燃料を除くの一法なり

學問之獨立終



全國徵兵論

附改正徵兵令

明 治 十
七 年 一
月 發 兌

全國徵兵論

附改正徵兵令

全國兵は字義の如く全國なる可し

第一

我政府にて初めて徵兵の令を布告するとき血税と云はれたることあり讀者も當時この血税の字面に就て異議なかりしことならん苟も一國を立て、他の獨立國に交り内外の不虞に備へんとするには兵力の用意なかる可らず國を護るは國民の義務にして其護國の爲に資財の要あれば國民より之を供す之を租税と云ふ租税を出すのみにては尙未だ足らず必ずしも國中の男子が其筋骨の力を役して直に國用に供せざる可らず即ち徵兵の法にして血税なるものは是れなり我國の陸軍は全國の男子をして悉く兵に役するの法にして苟も封建門閥の制度を廢して國民をして上下貴賤の別なく同一様の法律の下に立たしむるときは兵役も亦獨り士族以上の事に非ず國民同一様に其責に任せざる可らず全國兵の法は廢藩と共に興りて正に今日の國情に適するものと云ふ可し抑も全國兵の趣旨を簡單に云へば

第一 兵士の數を多くす可きの道を開く事なり封建の時代には士族の數多しと雖ども其人口二百萬に過ぎずして男子は其半數百萬より多からず今全國兵の法にすれば男子の數千八百萬を得べし兵士を取る區域を十八倍に増したるものなり

第二 國役を國中に平等ならしむる事なり廢藩の後は士族に屬する特典は全く廢棄せられて他の三民に異ならず故に農工商とて兵役に服するの務は士族と一樣ならざる可らず日本國中男子と婦人と區分して男子は悉皆服役するの法を定めたるは公平の旨に適ふものと云ふ可し

第三 全國の士氣を振ふて活潑ならしむる事なり封建の世に兵馬戰爭の事を恐れずして勇武なる者は士族に限り、他の三民は兵事を知らず砲聲を聞き兵器を見るも尙且戰慄する程の有様なりしものが全國兵の法と爲りて國中の男子が徵兵期限の間服役して次第に交代すれば苟も日本國中男子にして兵を知らざる者なきに至る可し士氣を士族に限らずして日本男子に普ねからしむるものと云ふ可し

以上記したる如く徵兵の法は兵を取るの區域を廣くし、全國の男子をして一樣に護國の義務を負はしめ、國中一般に士氣を振起するの旨にして今日の世界中に國を立て、其獨立を護らんとするには此法を棄て、他に依頼す可き方便ある可らず我輩に於て毫も間然す可きものを見ざるなり然りと雖ども

此法果して良法ならば我輩は其善良なる精神を擴達して遺す所なきを希望せざるを得ず左に其次第を述べん

徵兵の法は國の爲に良法なり又要用なりと云ふと雖ども其徵に應ずる者の爲に謀れば苦役なりと云はざるを得ず男子生れて満二十歳に至れば郷里を離れ三年の久しき同一様の力役に身體を勞して間斷あることなし其身勞は尙忍ぶ可しとするも公共の家屋に起居して公共の人に交り公共の服を服し公共の食を喰ひ郷黨の居家團欒朋友遊戯の快樂を失ひ盡すのみならず服役の其間は陸軍の嚴法に制せられて甚だ自由ならず加之一旦國に事あれば先づ其衝に當り屍を野に晒らして血税の實を終る者少なからず凡そ人間の職業多くして何れも皆多少の危險を帯びざるものなしと雖ども其危險の最も近くして最も明白なるは唯兵士のみなりと云ふも可ならん故に當局者の私に就て考ふれば此苦役を免かれんことを欲せざるものはなかる可し國中の男子等しく欲せざるものならば等しく之を強ふこそ公平の旨に適ふものならん若しも然らずして男子の一部分をして役に當らしめ之に關せざるが如きは人をして死を以て國を護らしめ我財産生命を全ふしながら己れ自から枕を高うして眠るものに異ならず同國同胞の徳義上に於ても忍ぶ可らざることなり

然るに今日の法に於ては兵役を免かるゝ者甚だ少なからず戸主は免かれ、老親ある長子は免かれ、

官員は免かれ、學士は免かれ、無病なるも体格兵役に適はざる者は免かるゝ等にて既に服役す可き男子の大數を沙汰して尙富める者は免役料二百七十圓を拂へば則ち免かる可し斯の如くして實に服役する者は全國男子の少數にして假令ひ徵募の兵員を滿たすに差支はなしと雖ども前の第三條に掲げたる徵兵の一令を以て全國の士氣を振興し國中の男子をして悉く武邊に慣れしめんとするの目的に達するは或は難きことならん遺憾に堪へざるなり抑も戶主は一家の主人にして家を治ること大切なり、親に事るは孝行の道にして孝は百善の本なり、官員は既に天下の公用に心身を役するものにして官途の事甚だ重し、學士は文を以て國に盡すものなれば恰も分業の姿にして文も亦甚だ貴し云々と云へば何れも之を聞て一理あらざるはなしと雖ども一國の兵を以て内外の憂患に備へ又これに當るは一家にて火災盜賊に用心し又事に臨て之を働くものに異ならず然るに今一富豪の家に雇はれたる者其が火災盜難を防がんとする時に當て通ひの番頭は別家の戶主なるが故に主家防禦の人數中に加はらず其次は壯年なれども老親あるが故に人數中に加はらず其次は専ら帳場の用に忙はしきが故に亦然り其次は最も算筆の藝に達したるが故に亦然りと次第に數へて僅に新參の若者のみを殘し他は皆袖手して家の大事を傍觀す可きや讀者も其不可なるを知ることならん家にして不可なり國にして可ならんや我輩は全國兵の全の字を其字義の如くにして實際に全國ならしめんことを祈る者なり

第二

前節に云へる如く今の徴兵令にては戸主は免かれ、老親ある長子は免かれ、官員は免かれ、學士は免かる、純然たる全國兵の字義に従へば既に已に公平を失ふものなれども成法の許す處なれば姑く之を公平なりとするも民間の事實に於て尙甚だしき不公平あり即ち徴兵遁なるものは是れなり抑も此徴兵遁の字面は國民の苟も筆にす可きものに非ず口にす可きものに非ざるは法律上に於ても徳義上に於ても明白なりと雖ども今日の實際に之を筆し之を語て殆ど怪しむ者もなく又恥る者もなきが如きは其詐僞既に民間の習慣を成して通用の廣き明證と云ふ可し徴兵遁の方略一樣ならず分家の策あり養子の策あり絶家相續の策あり假に小吏たるの策あり官立公立の學校に入て卒業免狀を得んとするも其内實は徴兵の爲にするものあり尙甚しきは年老して貧窮なる者が一錢の財産なきにも拘はらず其戸籍を利用して養子を求めば他家の二三男は私に多少の錢を投じて徴兵遁の便を買ふ者ありと云ふ故に名は養子にして其實は養父の所在をも知らず戸主にして家なし、老親を養ふ者にして親の面を知らず、人事の沙汰の限にして營に徴兵令の爲に不都合のみならず全國戸籍の實を錯亂するの恐なきに非ず政府にても是等の惡弊を知られたることならん徴兵令の改正を以て稍や嚴密を加へたるが如くなれども法令隨て密なれば之を遁るゝの惡策も亦隨て巧にして殆ど底止する所を知らず結局我輩の所見にては全國

の男子を包羅して一人も漏らすなきの一法を定るより他に依頼す可きものあらざるなり

右の次第なるを以て我輩は全國兵の眞の主義に従ひ國中の男子は戸主も嫡子も學士も官員も一切これを免さずして服役せしめ假令ひ其體格兵士に適合せざるものにてても苟も白痴風癩又は癱疾不具にして尋常一個人の業を執ること能はざるもの、外は直に兵に役する歟又は兵役税を納めしめんと欲するものなり蓋し爰に免稅料と云はずして兵役税の字を用ひたるは彼の血税の税の字を轉用したるものにして全國兵の主義に税とあれば即ち國稅にして全國の男子皆これを負擔するの義務なかる可らざるが故なり且現行の免役料は國中の二三男以下偶ま身体の倔強なる者に限りて兵に役せられんとし之を免かるゝが爲に直に其本人より出すものにして戸主又は嫡子ならば格別なれども家もなく財産もなき二三男の身分に二百七十圓の金は負擔の重きものと云はざるを得ず若しも此免役料を税と視るときは有産の戸主は税を免かれて却て無産の二三男に負擔せしむるの實を見る可し國稅の性質に非ざるなり故に寧ろ免役料の名に代るに兵役税の文字を以てして全國の男子唯皇族を除くの外一名も免すことなく生れて二十歳に至れば三ヶ年の間身躬から役に服する歟、然らざれば三ヶ年の間兵役税を納めしめて其常備軍役を免すること公平至當の法ならんと信す

右の主義果して公平至當ならば其實施の法を案するに統計年鑑明治十三年人口の調に全國の男子

二十年以上五十年未滿の者七百五十八萬五千百三十八名とあり之を三十分して其割合は少者の方多かるべきが故に滿二十年の者は大數二十六萬と假定し此内十分の一即ち二萬六千は白痴風癩不具廢疾の者として殘二十三萬四千の數あり又此内より現役に服するものを三萬三千とすれば（常備凡そ十萬の豫算）殘の大數二十萬あり即ち服役せずして兵役税を拂ふ可き者の數なり二十年の者二十萬なれば二十一年二十二年の者も各二十萬にして合計六十萬の免役者をして兵役税を納めしむること各金五圓と定るときは毎年三百萬圓の金を得べし此金を以て現役者三萬三千の毎年除隊する者に給與すれば一名に付凡そ百圓の割合なる可し即ち兵士は三年の苦役に百圓の金を携へて故郷に歸るが故に自から又生計の緒に就くを得べし顧て免役者の有様を見れば三ヶ年の間に十五圓を拂ふのみにして苟も家産ある者には苛重の責に非ず假令ひ苛重なりと云ふも恰も他人の快樂と生命とを買ふて自から免かるゝものなれば毫も不平の訴ふ可きものなし或は貧家の戸主子弟の如き之に堪へずと云ふ者もあらんなれども現役に服するも家に勞するも區別ある可からず如何なる男子にても不具廢疾に非ずして二十年より二十二年の間に強健の身體を以て自から勞する歟又は他人に雇はれても一年に五圓の金を得るは至難の事に非ず、身自から徵兵の現役に服するの覺悟を以て勞役す可きは無論のことにして同國同胞の義務に於て免かるゝの路ある可らざるなり

前年福岡縣下にて有志者の商議にて徵兵の責を全國の男子へ平等に負擔せしめんとの趣意を以て大政府へ建言を企てたりと云ふ或は又聞く所にては全國の事は姑く闊き其地方一郡にても協議を以て全郡に其負擔を等分せんとの議を起し粕屋郡にては本年より之を實施することに決したりと云ふ其趣意は本文と大同小異唯護國の義務を一樣に分ち漫に苦役を遁れんとする惡弊を除て現役に服する者に厚うせんとするの旨に外ならず左れば本編の所論は獨り我輩の發意に非ず日本國中説を同ふする者は既に多きことならんと信ず

第三

以上所記の法に従ひ之を施行したる上にて其實際如何を案するに方今二百七十圓の金を出して尙免役を願ふ者ある其最中に僅に十五圓を拂ふて可なりとあれば國中徵募に應ずる者なかる可しとて掛念する者もある可けれども我輩の所見は之に異なり天下に閑散の壯年甚だ多し彼の巡查を見るに一月十圓内外の給料を收領して眠食を自費にし獨身にても毎月殆ど餘ます所のものなかる可しと雖ども志願の者は常に絶ることなし左れば兵士が衣服眠食の費を一切官に仰ぎ毎月些少の錢を得て遊歩等の雜費に供し私費とては一錢を失はずして三ヶ年の役を終れば凡そ百圓の金額を抱て故郷に歸る可し苦役固より苦なりと雖ども巡查と伯仲の間にして百圓の金員は則ち貧家の子弟に於て連城の壁なり我輩は必

す現役人に乏しからざるを信する者なれども萬々一も其乏しきを覺えたらば兵役税の十五圓なるものを少しく増して滿年給與の金額を多くす可きのみ其事甚だ易し之に反して我輩が信する如く却て現役に應ずる者多きに過ることあらば従前兵士の身の丈を五尺以上に限りたるものを増して五尺三寸と爲し又五尺五寸と爲し以て其以下の者を除去すれば自由に其人數を限るの方便と爲り幸にして我常備兵士に一層の壯觀を増す可し之を一見しても心地よきことにこそあれれば徴に應ずる人員の多寡は毫も苦慮するに足らざるなり

又爰に一ヶ條の差支は右の如く兵役税十五圓を以て免役す可きものなれば富家の戸主子弟が此金を受まざるは無論官員も學士も其他苟も貧家の壯年にして兵役を以て金を得んと欲する者を除くの外は悉皆錢を投じて苦役を遁るゝや必然の勢にして國中の兵を知る者は唯貧者に限り他は自然に文弱に流るゝなきを期す可らず元來全國兵の法に最も大切なる目的は前節第三條に云へる如く國中一般の士氣を振興して武邊に慣れしむるに在るのみ然るに國民の一般を兵に用ひて一半を放却するが如き勢に立至りては全國兵の大主義に背くものなりとの説あり此差支は最も大なるものにしてこれに就ては我輩初より考ふる所なきに非ず抑も我輩が兵役税を以て免役するとは唯其三ヶ年間の常備軍役を免するのみにして全く兵事の關係を解くの意に非ず假令ひ兵役税を拂ふたる者にも二三ヶ月の間は必ず訓練

せしむること要用なる可し例へば國中に常備軍役を免かれたる者二十萬人ありとすれば三ヶ月の間は屯營に眠食せしめ戎服を服せしめ戎器を授け純然たる兵士の取扱を受けしめて家に還す可し固より此三ヶ月にて訓練に上達することは難かる可しと雖ども大小銃砲を取扱ひ或は騎馬或は體操、目に白刃を見て耳を砲聲に慣らす等柔弱の心情を驚破して勇武の氣を養ひ他日事に臨て必ず用に適すべし即ち全國兵の大眼目なり但し二十萬の兵員を一年に三ヶ月訓練するには常に五萬人を容る可き屯營を設けて戎器戎服等一切の需要品を備へざる可らず固より各地方の者を一處に喚集す可きに非ざれば國中便利の地を撰び幾十幾百の屯營訓練所を設けて之を教ふること要用ならん、或は官員其他の者にも一年の間に必ず三ヶ月の暇を得ること難き者もある可し或は當病にて差支の者もある可し若しも然るときは毎年一ヶ月づゝ三年合して三ヶ月にするも可ならん或は滿二十歳より二十九歳を限り十年の間不得止差支の年は次第に送りて必ず其中の一年は三ヶ月の入營を命ずるも可ならん唯事の宜しきに從て處置す可きのみ

右は唯我輩が机上の立案にして今の陸軍の事情さへ詳に知らざる程のことなれば實際に臨ては必ず差支もある可し例へば兵役稅毎年五圓にして三ケ年十五圓の金額は適宜なる歟、常備兵員滿年の給與は百圓にして適宜なる歟、免役者を入營せしむる日數は三ヶ月にして十分なる可き歟、其人營の間は

固より官費を以て眠食せしむべしと雖ども旅費の如きは自辨たるべき歟、又は入營費も其一部分は本人に負擔せしむ可き歟云々の談に至ては固より陸軍當局者の實地經驗に從て其法を制定せざる可らず唯我輩の所望する處は全國兵の大主義に據り日本國中に生れたる男子は其職業の如何を問はず、其家族の有様を問はず、貧富を問はず、貴賤を問はず、一樣平面に護國の責を負擔せしめんとするに在るのみ言少しく重複に屬すれども今日徵兵の現情を見よ戸主は免役と云ふ其戸主の戸は何れに在るや家なく産なく他人の家に寄食する者にても戸主は則ち戸主にして傲然たる者多し、長子は親を養ふが爲に免役と云ふ其親は巨萬の富を有して錦衣玉食これを養ひ之れに事る者は妻あり又妾あり長子に何の用かあらん、之に反して貧苦極り僅に子供の力役に依て老親を養ふものは兄弟協力するも尙足らずと雖ども其弟は則ち次男にして服役せざるを得ず、官員は免役、學者は免役とは國の爲に別に盡す所あるが故なりと雖ども凡そ國民として營業するときは一は私の爲にして一は自から國益たらざるものなし此點より視れば官途も學問も一種の營業たるに過ぎず等しく國中の營業者にして厚薄の別ある可らず況んや本編の案に從へば免役を欲して之を得ること甚だ易し僅に一年數圓の金を出して數月入營の苦役ある可きのみ日本男子の身體に苦痛と名く可き程のものに非ざるなり

又終に云ふ可きものあり本編の案に從ふときは二十萬の常備免役者を三ヶ月間訓練するが爲には平

均常に五萬人を入營せしめ其營所武器戎服等の用意より訓練の士官を命する等陸軍の組織は今に比して一倍す可きことなれば又例の如く費用如何の問題に到着するは固より必然なれども我輩の所見は平生より今の陸軍を以て満足するものに非ず之を擴張するには費額を増すこと當然の數なりと信ず日本國民の資力果して今日より一步を進ること能はざる歟、封建の時代には四十萬家族の兵士を養ふたるものが今日は人民自由殖産の道次第に進むに従ひ資力は次第に減却して十萬の兵をも常に備ること能はず五萬の兵をも訓練する事能はざる歟怪しむに堪へたり、然りと雖ども世の中には怪しむ可きもの多きが故に一時は其怪しきまゝに關くも到底擴張の道に進む可きものと覺悟を定めたらば今より速に計畫する所あらんこと祈望に堪へざるなり

改正徵兵令

第一

右は我輩が昨明治十六年四月五日より同七日まで時事新報の紙上に分載して論じたることありしが時運の然らしむる處なるか我政府は同年十二月二十八日第四十六號を以て大に徵兵令を改正して布告せられたり之を左に掲げんに

改正徴兵令

第一章 總 則

第一條 全國の男子年齡滿十七歳より滿四十歳迄の者は總て兵役に服す可きものとす

第二條 兵役は陸海軍共に常備兵役後備兵役及び國民兵役とす

第三條 常備兵役は別ちて現役及び豫備役とす其現役は三箇年にして年齡滿二十歳に至りたる者之に服し其豫備役は四箇年にして現役を終りたる者之に服す

第四條 後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す

第五條 國民兵役は年齡滿十七歳より滿四十歳迄の者にして常備兵役及び後備兵役中に在らざる者之に服す

第六條 各兵役の期限已に滿ると雖ども戰時或は事變に際するとき若くは臨時に演習或は觀兵の舉あるとき若くは航海中或は外國駐割中は其期を延すことある可し

第七條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服することを許さず

第二章 服 役

第八條 陸軍現役兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業に従ひ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、及び雜卒職工に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ

海軍現役兵は海軍所要の人員に應じ沿海地方及び島嶼の人民を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工等に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ但し海軍志願兵徵募規則に依り就役する者は本令の限に在らず

第九條 陸軍雜卒の現役期限は其職務に因り之を短縮することある可し但し常備兵役の全期は之を減ずることなし

第十條 年齢二十歳に滿たずと雖ども滿十七歳以上の者は現役を志願することを得

第十一條 年齢滿十七歳以上滿廿七歳以下にして官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持し服役中食料被服等の費用を自辨する者は願に因り一個年間陸軍現役に服せしむ

其技藝に熟達する者は若于月にして歸休を命ずることある可し但し常備兵役の全期は之を減ずることなし

第十二條 現役中殊に技藝に熟し行狀方正なる者及官立公立學校(小學校を除く)の歩兵操練科卒業證書を所持する者は其期末だ終らずと雖ども歸休を命ずることある可し

第十三條 豫備兵は戰時若くは事變に際し之を召集し常備隊を充實し又補充隊に編制す平常に在ては技藝復習の爲毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實査の爲め毎年一度點呼を爲す但し海軍豫備兵は技藝復習の爲め召集することなし

第十四條 後備兵は戰時若くは事變に際し豫備兵に次で之を召集し常備兵の後援と爲す平常に在て其技藝復習の爲めに召集し及び兵員實査の爲めに點呼を爲すこと豫備兵に同じ

第十五條 國民兵は戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときに限り之を召集し隊伍に編制して軍役に充つ

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除するは癡疾又は不具等にして徵兵検査規則に照し兵役に堪へざる者に限る

第十七條 左に掲ぐる者は徵集を猶豫す但し其年補充員不足するときは又は戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徵集す

第一項 兄弟同時に徵集に應ずる者の内一人及び現役兵の兄或は第一人

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病に罹り免役したる者の兄或は第一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或は承祖の孫

第四項 戸主發疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざる者の嗣子或は承祖の孫

第五項 戸主

第十八條 左に掲ぐる者は其事故の存する間徴集を猶豫す

第一項 教正の職に在る者

第二項 官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持する者にして官立公立學校教員たる者

第三項 官立大學校及び之に準ずる官立學校本科生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

第五項 身幹未だ定尺に満たざる者

第六項 疾病中或は病後の故を以て未だ勞役に堪へざる者

第七項 學術修業の爲め外國に寄留する者

第八項 禁錮以上に該る可き刑事被告人と爲り裁判未決の者

第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校(小學校を除く)に於て修業一個年以上の課程を卒りたる生徒は六個年以内徴集を猶豫す

第二十條 左に掲ぐる者は豫備兵に在ると後備兵に在るとを問はず復習點呼の爲め召集することなし但し戰時若くは事變に際しては太政官の決裁を経て召集することある可し

第一項 官吏(判任以上)及び戸長

第二項 教導職(試補を除く)

第三項 官立公立學校教員

第四項 府縣會議員

第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書を所持して醫術開業の者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可からざる技術の職を奉ずる者は太政官の決裁に依て徵集を猶豫することある可し

第二十二條 左に掲ぐる者は第十七條に照して徵集を猶豫するの限に在らず

第一項 附籍戸主及び附籍戸主の嗣子或は承祖の孫

第二項 癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして嗣子承祖の孫

若くは相續人を罷め更に定めたる嗣子承祖の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに

非ずして戸主を罷め年齢六十歳以上の者にして其跡を繼ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

第四項 分家し又は絶家若くは廢家を再興したる戸主及び其戸主の嗣子或は承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡に定めたる嗣子承祖の孫

第六項 第二項第三項第四項に當る嗣子或は承祖の孫にして戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるに非

ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主を罷め其跡を繼ぎたる戸主

第七項 年齢六十歳未満の者癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非

ずして戸主を罷め其跡を継ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又は相續人癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主の死亡跡若くは戸主を罷めたる跡を継がず他の者にして其跡を継ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五箇年を経ざる者の跡を継ぎたる戸主

第二十三條 第十八條第一項第二項第三項第四項(陸海軍生徒を除く)第十九條第二十一條に當る者と雖ども第三十五條に示したる徵兵各自届出期限即ち九月十六日以後に係る者は徵集を猶豫するの限に非ず

第四章 徵兵區及び抽籤

第二十四條 徵兵區は軍管師管及び府縣の區域に従ふ其軍管に従ふものを軍管徵兵區と爲し師管に従ふものを師管徵兵區と爲し府縣に従ふものを府縣徵兵區と爲す但し府縣の管地兩師管に分屬するものは師管毎に一區を設く軍管及び師管の徵兵區域は別表に掲ぐ

第二十五條 各鎮臺に屬する歩兵は其師管徵兵區限り其他の諸兵は其軍管徵兵區限り之を徵集す但し現役徵員及び其補充員不足するとき歩兵は他の師管其他の諸兵は他の軍管徵兵區より之を補ふ

海軍及近衛の諸兵は各軍管徵兵區に配當して全國より之を徵集す

第二十六條 抽籤は各府縣徵兵區限り之を行ふものとす

府縣徵兵區に於ては其區壯丁の身體検査終りたる後兵役に適す可き人員の身材職業に従ひ兵種を區別し番號を定め抽籤せしむ

第二十七條 籤は一郡區毎に籤丁の人撰を以て一名乃至三名の總代を出して之を抽かしむ

第二十八條 抽籤の法は籤丁の數に應じ籤札に兵種番號を記し籤箱に納れ籤簿掛の面前に置き籤丁名簿の順序に従ひ其氏名を呼び總代人に之を抽かしめ籤簿掛は抽籤の正否を監し抽き擧ぐる所の番號を高聲に呼びしめ其籤札を受取り籤簿に氏名番號を記し籤札は總代人に交付す

第二十九條 籤は其番號現役徵員の數に滿つる迄を以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす

第五章 補充員及び豫備徵員

第三十條 補充員は補充籤を抽きたる者を以て一個年間に充つ其期限内現役兵缺員するとき又は戰時若くは事變に際し兵員を要するとき其番號の順序に従ひ之を徵集す

補充員の數は概ね現役徵員五分の二より少からざるものとす

第三十一條 補充員にして其期限内徵集の命なき者及び第十八條第三項の生徒にして二個年以上の課程を卒りたる者は年齢滿二十七歳迄之を第一豫備徵員とす

第三十二條 第十七條に當る者にして其年徵集の命なき者第十八條第廿一條に當る者にして七箇年間其事故の存する者及び第一豫備徵員を終りたる者年齢滿三十二歳迄は之を第二豫備徵員とす但し第十七條に當る者第二豫備徵員と爲りたる後六箇年間に該條に掲ぐる資格を失ひたるときは現役に徵集す

第三十三條 豫備徵員は戰時若くは事變に際し兵員を要するとき之を徵集す但し第二豫備徵員を徵集するは後備兵を召集するに限り

第六章 雜 則

第三十四條 毎年一月より十二月迄に年齢滿十七歳と爲る者は其年の九月一日より同月十五日迄に戸主(本人戸主なれば自身

以下戸誕生の主とあるもの皆同じより本人の氏名族籍住所年月日及び職業を記載し本籍の戸長に届け可し

第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齡滿二十歳と爲る者は其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て戸主より本籍の戸長に届け可し若し届出の後翌年四月十日迄に異動を生じたときは其事由を詳記し三日以内に本籍の戸長に届出可し但し二十歳未滿にして現に服役する者は届出るに及ばず

第三十六條 第三十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第十九條第二十一條に當る者其事故止み及び第三十二條但し書に當る異動を生じたるときは其事由を詳記し其年の九月一日より同月十五日迄に戸主より本籍の戸長に届出可し但し九月十六日以後翌年四月十日以前本條に當る者は三日以内に本籍の戸長に届出可し

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地に於て徵集に應ぜんと欲するときは其地に居住する者(戸主)を以て證人と爲し八月十五日迄に戸主より其旨を本管廳に願出可し但し第三十五條の届書は寄留地の戸長に差出す可し

第三十八條 現役兵在營在艦中は定額の日給を與へ服食等を給す

第三十九條 疾病或は犯罪等にて期限に際し入營し難き者は其事由を詳記し其疾病に罹る者は醫師の診斷書を添へ即ち戸長に届出可し其事故止むとき亦同し

第四十條 第三十九條に掲ぐるもの其年九月一日に至るも事故猶止まざるときは之を翌年廻しの者と爲し翌年更に検査を遂げ他の徵員に先ち徵集す可し但し戰時若くは事變に際し兵員を要するときは翌年徵集の期を待たず徵集す

第四十一條 兵役を免れんが爲め身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潜匿したる者又は正當の故なく検査所に參會せず又は第三十五條第三十六條の届出を怠りたる者は抽籤の法を用ひず直ちに現役に徵集し又は翌年検査を遂げ第四十條に掲ぐるの者に先だち抽籤の法を用ひず徵集す

第四十二條 常備現役年期の計算は總て其の入營年の四月二十日(第四十一條に掲ぐるものは入營の當日)より起算し豫備役及び後備役年期の計算は其定例編入不可き年の四月二十日より起算す但し禁錮の刑に處せられ又は監視に付せられ又は逃亡したる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數は服役年期に算入せず

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出を爲さざる者及び検査時日の指定を受け正當の故なく其場所に參會せざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四十四條 兵役を免れんが爲め逃亡し又は潜匿し若くは身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲ある者は一月以上一年以下に重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四十五條 本令施行の爲に要する規則は別に布達を以て之を定む

軍管		師管		國名
第 二	第 三	第 一	第 二	
陸前の内	陸前の内	武藏の内	武藏の内	豊島郡
栗原郡	仙臺郡	本所區	武藏の内	都筑郡
登米郡	名取郡	深川區	豊島郡	新坐郡
本吉郡	磐城郡	南葛飾郡	豊島郡	賀美郡
桃生郡	岩代郡	北葛飾郡	豊島郡	榛澤郡
牡鹿郡	羽前郡	安房郡	豊島郡	下高井郡
遠田郡	越後郡	上總郡	豊島郡	上水内郡
陸中郡	佐渡郡	下總郡	豊島郡	下高井郡
陸奥郡		常陸郡	豊島郡	
羽後郡		下野郡	豊島郡	

第七第	第六第	第五第		第四第		第三第			
		第十第一	第九第	第八第	第七第	第六第	第五第		
渡島 後志 石狩 天鹽 北見 膽振 日高 十勝 釧路 根室 千島	豊前 豊後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對馬	肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩	阿波 讚岐 伊豫 土佐	安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門	丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡 伯耆	攝津の内 八部郡 西成郡 島上郡 川邊郡 有馬郡 能勢郡 播磨 淡路 若狹	西牟婁郡 山城 大和 河内 和泉 近江 伊賀 和歌山 紀伊の内 伊都郡 名草郡 海部郡 那賀郡 東牟婁郡	尾張の内 名古屋區 愛知郡 葉栗郡 中島郡 信濃の内 東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 諏訪郡 三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊の内 南牟婁郡 北牟婁郡 美濃 加賀 能登 越中 飛彈 越前	尾張の内 名古屋區 愛知郡 葉栗郡 中島郡 信濃の内 東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 諏訪郡 三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊の内 南牟婁郡 北牟婁郡 美濃 加賀 能登 越中 飛彈 越前

軍管は軍團の諸兵師管は師團の諸兵を徵集す

徵兵は現今沖繩縣に之を行はず北海道に於ては第七軍管の鎮臺を設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所を限り之を行ひ第二軍管の管轄に屬せしむ

第二

今これを拜讀するに全く我輩の宿論に符合するには非ざれども舊令に比すれば頗る徵集の區域を廣くして隨て平等連帶の主義も遠きに達したるものなれば我輩は此新令の布告を見て政府の美舉なりと賛成せざるを得ず舊令に廢疾不具の者、及び懲役一年以上國事犯禁獄一年以上實決の刑に處せられたる者をば除役して戸主、獨子、獨孫、年齡五十歳以上の者の嗣子、養子、或は承祖の孫等は國民軍の外兵役を免じ、五十歳未滿の者の嗣子、承祖の孫、陸海軍の生徒等は平時に於て之を免じ父兄失踪又は廢疾不具等にて産を營む能はざるが爲に獨り僅に一家の生計を負擔する者、又は官立學校に修業一ケ年の課程を卒りたる者、又は學術修業或は商用の爲に外國寄留の者等は一ケ年づゝ徵集を猶豫したる者が新令に於ては全國の男子唯廢疾不具の者のみに限りて兵役を免除し其餘は一切これを猶豫するのみにして免かるゝを得ず戸主、六十歳(舊令五十歳)以上の者の嗣子承祖の孫の如きも戰時若くは事變に際すれば之を徵集し、教正、官立大學校の本科生徒、中學以上の卒業生にして教員たる者、又は學術修業の爲に外國に在る者等と雖ども其事故の存する間のみ徵集を猶豫すとあり又前の如く戸主以下の方に猶豫免役の法ありと雖ども其性質に於て附籍、分家、廢家再興の戸主及び其嗣子承祖の孫は

之を免せず云々とて別に條款を掲げ舊令に比すれば頗る綿密を加へて僥倖に免かるゝを許さず俗に所謂徵兵遁の惡習も之が爲めに跡を收ることならん全國の男子連帶の事務を實施して漸く平等に近きものと云ふ可し

右の外改正徵兵令に於て舊令を改めたる箇條は少なからずと雖ども其改正の要點は専ら徵集の區域を廣くするの趣旨にして人民の感ずる所も亦唯この一點のみに在ることならん例へば附籍、分家、廢家再興等の事故は免役の効を爲すに足らず海外に寄留する者は商用に兼て力役する者にては従前は唯外に在るの故を以て免役したれども今後は實に學問の爲に外行するに非ざれば無効の者と爲る等此類の數を計へても少なからざることならんけれども就中每家の嗣子にして其父六十歳未滿の者は悉く服役するの一項と都て免役料を廢したるの一項は甚しき影響にして此二箇條のみにても徵集の兵員に不足を告ぐるの憂なきのみならず其員數は常に多分の餘りを生じ隨ては次第に身幹の定尺をも長くして従前五尺のものは五尺幾寸に改まり軍隊に強壯力を増して自から威風を生ず可きや亦疑を容る可らず又免役料を許さずとあれば富貴の子弟にして衣食の艱難を知らず常に軟弱に流る可き者が止むを得ず兵隊に入て恰も身體の教育を蒙り本來其種族に限りて一種無力の習慣を成す可きものをして天下一般尙武の氣風に浴せしむるが如きは之を小にしては本人の一身を健康にするが爲の利益、これを大にしては

天下の兵氣を振ふが爲の利益、又これを遠くしては其一身を健康にして其資力を遺傳すれば萬世に人種を改良するが爲の利益と云ふも可ならん昔年封建の諸大名及び堂上公卿の如き永く太平に慣れて兵事を忘れ又これを親らにせず深宮に生々して寒熱痛痒を知らず遂に其精神を弛緩せしめたるのみか身體の資力をも傷り盡して一身に人生の快樂を享ること能はずして禍を子孫に遺し健全なる子を生むことさへ能はざりしは其例證として見る可し嘗に大名公卿のみならず時の制度とは云ひながら彼の百姓町人が幾百萬の財を積むも唯これを肉體の安樂に供するのみにして曾て活潑なる男子の舉動に慣れず砲聲を聞て驚き白刃を見て恐れ騎馬を能せず遊獵を知らず心身共に萎縮して他の輕侮を蒙り眞に宇義の如く百姓町人視せられたるも亦一例として見る可し今や我日本には大名公卿なし又百姓町人なし共に是れ大日本國民にして共に自國の獨立を護る可きものなれば改正徵兵の一令以て兵氣の振ふ可き區域を廣くし全國の男子貴賤貧富を問はず共に護國の實役に服するの主義を示したるは之を政府の美舉なりと評せざるを得ざるなり人或は改正令の綿密なるを見て今度の徵兵法は苛酷なりと云ふ者もあらん歟、其は凡俗の愚痴論たるに過ぎず我國の徵兵には定數あり唯財政の許す限りに従て平時は若干の數を備へ有事の時には又若干を増すの法にして其員數は今回の改正令に由て増すにも非ず又減するにも非ず左れば今毎年幾萬の兵を徵集する其兵員の出處は全國の男子滿二十歳の者幾十萬人の中より擇

ふことにして従前は其男子にして免役の部分に入る者多きが爲に例へば一萬の數を抽くに十萬中よりしたるものが今後は十五萬若くは二十萬の中より一萬を抽くの割合と爲る可ければ徴兵の法は前に比して酷なるに非ず却て大に寛を加へたるものなり之を喩へて云へば目方百貫目のものを十人にて擔ふと二十人にて擔ふとの別あるが如し今や徴兵の目方は従前に異ならずして其負擔の人數を増したり尙これを酷なりと云ふ可きや我輩其理由の所在を見ず畢竟數を知らざる者の考にして徒に驚く者歟、然らざれば舊令に従て僥倖に免かれたる者が其僥倖を失ふが爲に數理外の不平を鳴らすものに過ぎず是等は事の最も賭易きものにして辯論を費すにも足らずと思へども廣き凡俗社會には意外の説も行はるゝものなれば念の爲に爰に一言を附するものなり

第三

我輩は前節に於て改正徴兵令の美擧たるを賛成したりと雖ども此發令に付き一の願ふ可きものあり又一の憂ふ可きものあり其願ふ可きものとは何ぞや云く徴兵に當るを忌むは世界中人情の普通にして一個人の私に就ては我輩其情を察して深く之を咎めずと雖ども今其これを忌む由縁を尋るに必ずしも苦役の苦を苦しむが爲のみに非ず又必ずしも戰場萬一の死傷を恐るゝが爲のみに非ず人間世界苦役

は甚だ多く又戰爭に勇み進むも壯年男子の血氣にして事あるの日には其出陣を留るに苦しむの例も少
なからず左れば今の我日本の國情にして徴兵を快しとせざるは其苦役の實を憚るよりも寧ろ其賤役の
名を嫌ふの情に出るもの居多ならんと信ず何故に之を賤役視するやと尋れば従前は免役料の法もあり
其他免役す可き箇條も多きが爲に社會上流の人は大抵皆これを免かれて現役に服する者は多くは下流
の貧賤なるが故に賤者の位する地は其地も亦自から賤しきが如くに見え上流の子弟は益これを賤し
之を忌むの情を起し父兄も亦其親愛する子弟を驅て賤役に入るゝを好まず遂に昨日迄の事態に立至り
しことならん左れば今日改正の令ありしこそ好機會なれ社會の上流富貴有力の人々は斷然心事を改め
て隗より始むるの例に倣ひ苟も其子弟の徵兵年齢に當るものは假令父兄又は知人縁故の力を以て見
事に之を免かれて成法に背かざるの好方便あるも特に其方便を用ひずして自然に任じ尋常一樣貧賤の
子と共に伍を爲して現役に服せしめんこと我輩の冀望に堪へざる所なり兵隊中既に富貴の子を得ると
きは兵役爰に面目を改めて復た昔日の賤役に非ず人情の働く所決して争ふ可らざるの事實なり其役既
に賤しからざれば憚る可きものは唯肉体の勞苦のみなれども壯年子弟何ぞ其勞に堪へざることあらん
や唯數日又數月の辛抱にて之を慣るゝこと甚だ易し斯の如くして漸く良家の子弟服役の門を開き次第
に其員數を増すときは兵役も亦一種の榮譽と爲り之を外にして全國の壯年をして自から進で服役の念

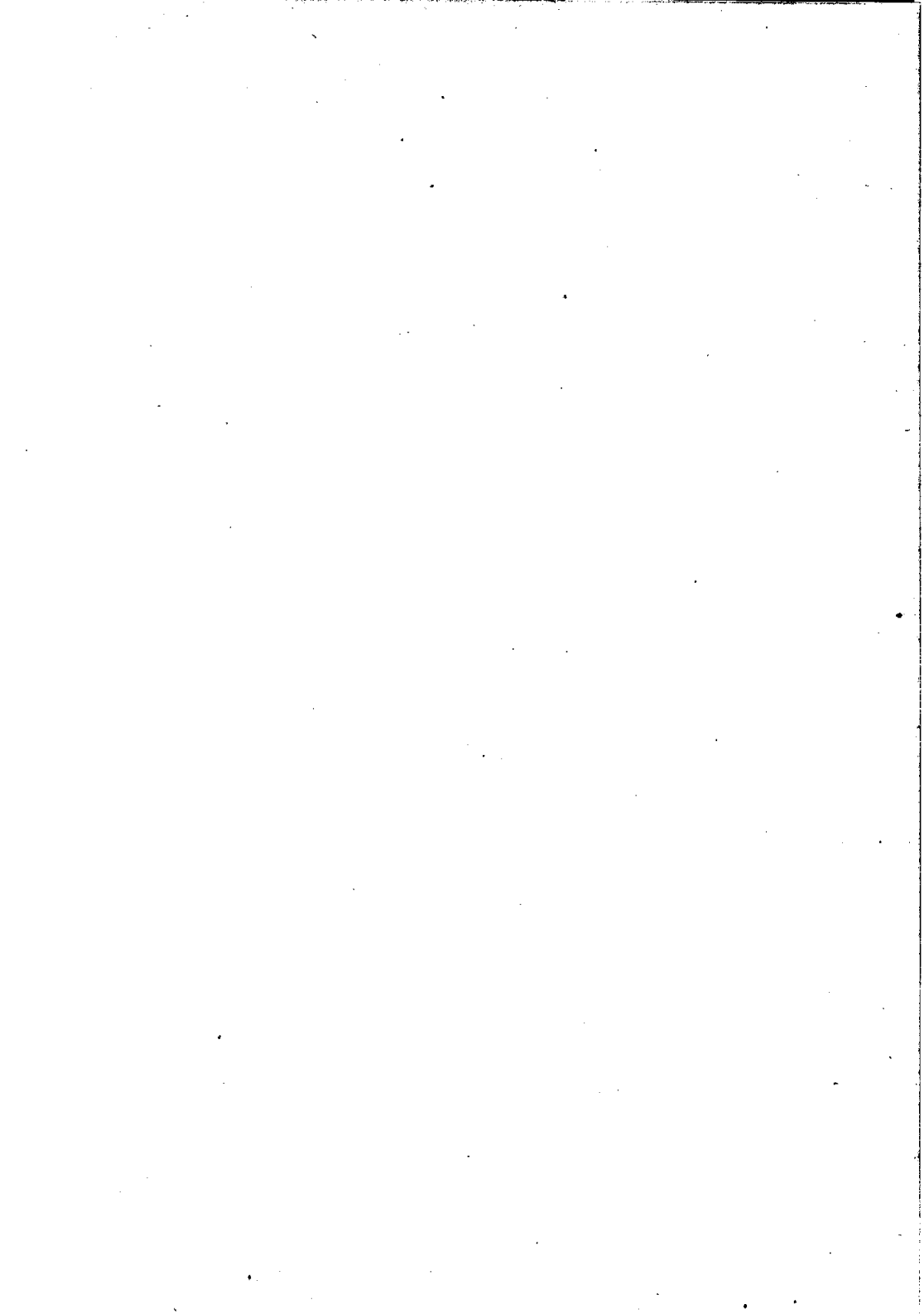
を起さしめ之を内にしては隊伍の氣風も自から其品格を尙くして百事に利する所少々ならざる可しと信ず然りと雖ども元來この一事は我輩の願ふ所なれども最も人心の内部に立入りて其主情の所在を犯すものなれば實際に行はる可きや否や之を明言すること甚だ難し唯今回改正令の發行後一兩年を経て兵役簿を調査し之を統計上に計へて我輩の志願を實際に達し有力者の子弟をも往々兵隊中に見ることある可きや或は然らずして今日の言は徒に無益の贅言なりしやを知る可きのみ

又第二に憂ふ可きものとは今回の改正徴兵令が教育上に關するの一事なり第十八條徴集を猶豫する者を掲げて其第二項に官立府縣立(小學校を除く)の卒業證書を所持する者にして官立公立學校教員たる者、第三項に官立大學校及び之に準ずる官立學校本科生徒とあり又第十九條に官立府縣立學校(小學校を除く)に於て修業一ケ年以上の規程を卒りたる生徒は六ケ年以内徴集を猶豫すとあり以上は兵役を全國の男子に平等にするの法に拘はらず又一方に其法を以て全國の教育を害することなからんとするの旨を以て特例を設けたることならん而して此特例の私立學校に及ばざる者は官立公立なれば小學校以上以下と明に分界を定む可きなれども私立には其大小高下を分つこと難きが故に一抹に之を除きたることならん天下一般の大法を設るに當ては往々免かる可らざるの事例なりと雖ども然りと雖ども方今我國の私立諸學校中隨分盛にして其課程の低からざる者あり其私立校に業を卒りたる書生に

して官立公立學校の職員教員たる者常に多きのみならず府縣立の中學校師範學校等にて卒業し又は一時公立學校の教員たりし者にて尙其業を研究せんが爲にとて特に私立學校を擇て入學する者さへ甚だ少なからず其課程の低からずして教育法の整頓したること明に見る可し然るに今天下に私立學校の數多くして之を類別するの難きが爲にとて之を例外にするときは全國に教育の區域を減するの不利は決して少々ならざる可し我輩の特に憂る所のものなり或は云く世間の學生必ずしも悉皆徴兵に當る可き資格の者のみに非ず少年にして戸主あり父の年齢六十歳以上の者亦少なからず此輩は私立學校に入るも安んじて業に就く可しとの言もあれども戸主とあれば少年にても家を去ること易からず又多年の實驗に據るに學生にして六十歳以上の老親ある者は就學中にも動もすれば歸省又は退學を促さるゝを常とす徴兵令に於て此二様の者を免役せしむるも即ち其家を離るゝの難きを推察したるものより外ならず徴兵の爲に身を動かすの難きものは學問の爲に入校するも亦難きこと言はずして明なり論談は姑く聞き現に方今都鄙に脩業して稍や高科の學を學ぶ生徒に就て逐一其身分を調査せよ今度の徴兵令に徵集を免かるゝ者は全數の半よりも少く或は三分の一にも及ばざることならん左れば此徴兵の新令の如くして私立學校の爲に特例の行はるゝことなくば苟も存立するものは唯舊寺子屋若しくは村夫子の家塾のみにして其以上に上り公立中學校に準じ又は遙に其上流に位して高尚の教育を司どる私立

學校は一掃して廢滅に屬し僅に小學の地位に下る可きや亦疑を容る可らず抑も教育の法は甚だ廣きものにして唯これを官立府縣立の學校のみに一任して安心す可らず古來の實驗に私學より人物を出すことの多きは普く人の知る所にして今日に於ても其事實を見る可し又財政の一點より論するも官立公立の學校に毎年巨額の金を費して教育したる學生と曾て官公の金を要せずして教育したる私學校の學生とを比較して毫も異なる所を見ず故に古今の事實を視て教育の成跡は如何なるものぞと熟考し兼て又經濟の要點に就き所費を少なくして所得を多くするの法如何す可きやと思慮を運らしたらば今度の徵兵令に關して私立學校を調査し其大小高下を區分して之に特典を與ること官立公立學校の如くするの要を發明するは容易なる可し如何なる英明洞察の眼あるも我日本國百年の利害を謀り小學以上の教育は擧げて之を官立公立の學校に任じ古今私學より人物を出したること多き事實を抹殺して今後頓に其廢滅に歸するをも憂とせず日本國中の私立學校は唯小學以下の教を司らしめ小學校と同様の取扱に附して安心す可きや我輩の憂に堪へざる所なり

全國徵兵論 終



通俗外交論

明 治 十
七 年 六
月 發 兌

通俗外交論

第一

治外法權とは英吉利の語にエキステルトリヤリチと云ふエキスとは外の義なりテルトリヤリとは地に關ると云ふ義にして之にチの字を加へてテルトリヤリチと云へば地に關る事と云ふ實名の詞と爲り此上にエキスの字を冠らして地の外に關る事と云ふ字義なり之を義譯して其意味を尋ねれば地は則ち一國政府の領地なり政府の自から治むる領地に政府の法律の行はるゝは固より當然のことなれども其領地の外に於ても内の政府の法律を行ふの權ある故に之を治外法權とは名くるなり言葉を短くして説けば自分の國の法律を持參して他國に行き他國の領分に居ながら法律だけは自國の掟に従て身を他國の政府に任せぬと云ふことなり此事は西洋諸國の間には行はるゝものに非ず例へば英吉利佛蘭西國の人民が相互に往來して英人が佛國に滯留し佛人が英領に住居して何か時として間違を生じ法律に關ることあれば一切其土地政府の法を以て之を處分し假令ひ其本人が英人たりとも英の法に従ふ

を許さず佛人たりとも佛の法に従ふを許さず外交の官吏たる公使書記官等は別段のものとして之を除き其外の者は平等一切他國の領分に入りたる其日より本國の法を離れて他國の法律に従ふ者と覺悟せざる可らず然るに此西洋諸國の人が土耳其又は亞非利加洲の國々等に行ては外交の官吏のみならず商人も職人も都て西洋の文明國人即ち耶蘇教の人なるが故にと云ふ譯けを以て己れ等が居留する所の國法に従はず英人は英の國法を持參し佛人は佛の國法を持參し亞米利加も獨逸も皆各自國の法律を守り云はゞ他國の領分内に一區の自國を作るものゝ如し之を治外法權の行はるゝ國と云ふ東洋諸國支那にてもベルシヤにても皆然らざるはなし

我日本國も去る安政五年亞米利加英吉利等五ヶ國と條約を取結びたるに此治外法權を外國人に許して其居留地を定めたるは其時に在て至極都合よき様に思はれたれども今日となりては内外双方のために差支の筋甚だ少なからざれば今こゝに其次第を記して日本國中の人は此事に付き何と考へ居るやら一應其意見の在る所を尋ねんとすそも、嘉永安政の頃は日本人は初めて外國人を見て其様子も分らず我れより彼れを知らざれば彼れも亦我れを知らず双方知らぬ同士どうしの者が打雜りては如何なる間違ひを引起すも計り難しとの掛念より外國の人が日本人に對して罪を犯したらば其罪人をば外國の役人の方に引取て處分し日本人が外國人に對して罪を犯したらば日本の政府にて仕置しよきす可しと條約面に

記して日本國中徳川の政府にても亦民間にても是れは外國人に押し付けられたる約束なり、我國の爲には割合宜しからずと心付く者もなかりしは一時其當座に面倒を避くるの便利もあり又殊に此一條に付き我國人が等閑にしたる譯けと申すは日本の人は封建の制度に慣れて之に疑を容るゝ者とはある可らず其封建の制度習慣として諸藩の家來又領民が他藩の家來又領民に對して何か爭論を起し又刃傷に及ぶなどの事あるときは其事の起りたる土地の政府即ち藩の役人の筋にて一と先づ之を取押へ罪の輕重の吟味に及ばずして罪人をば其本籍の藩に引渡すの仕來りにして此仕來りは唯藩と藩との間のみならず時としては幕府直支配の人に對して罪を犯したる藩士にても其本藩にて處分すれば幕府より之を咎めずと云ふ程の次第なりき今より考ふれば甚だ不都合なるやうなれども都て世の中の事に習慣を成すは必ず其間に頼む可き義理の元素を含むものにして斯く藩々の者が相互に罪を犯して本藩に引渡さるゝときは其藩に於ては聊かも罪人を容捨することなく或は情實にては減等も致し度く思ふものにも他藩人に對して罪を犯し他藩より引渡されたりとありては藩の交際上に於て不相濟とて殊更に嚴重にしたることなり我輩が封建時代に在て記憶する所の事實は甚だ多しと雖も其一例を擧ぐれば或る時兩藩地相隣する土地にて甲藩地の村の百姓と乙藩地の村の百姓と田地の水を争ひ乙村の百姓が怒の餘り鋏もて相手の者を打ちしに生憎其頭部に當りて斃れければ其罪人をばかたの如く乙藩に引取り甲

乙兩藩の掛合ひにて遂に死刑に處せられたり抑も百姓の水喧嘩は農業の時節には間あることにして殊に此罪人の如きは殆ど誤殺にも近きものにして當時の法律人を殺す者は死刑と表向きには定りたるもの、一藩の内々なれば必ず其情を酌で一等も二等も減す可き筈なれども他藩に對してのことなれば證方なしとて法官も涙を揮て死罪を申渡し一藩中貴賤老若の別なく嘆き悲しみたることあり即ち習慣の中に義理の存するものと云ふ可し

右甲乙兩藩の有様を見れば取りも直さず治外法權にして乙藩の者が甲藩の者に對して罪を犯すときは乙藩の法律を以て處分すること英佛其他の外國人が日本人に對して罪を犯すとき其本國の法律に任ずるものに異ならず左れば我國を開て外國と條約を結ぶ時に治外法權を承諾したるも其時差向きの便利の爲とは云ひながら古來我國の習慣になくして耳新らしきことならば舊幕政府の役人は勿論民間にても様々に勘考し又議論して容易に外國人の言を聽かず其末には遂に西洋諸國相互の間柄は如何ん亞米利加と英吉利との間、英吉利と佛蘭西との間にも治外法權なるものあるや否や云々と聞合することもあらん斯く聞合せて若しも其時彼れの答に西洋諸國即ち耶蘇教人民の政府の間には斯る特別の法はなけれども日本は類外の國なる故に一種の法を用るものなりなど云はんには如何に幕府の役人が外國の交際に不慣にして日本の人民が西洋の事情に暗しとて我日本國を等外に置くの約束は爲さざりしや

明なり畢竟するに數百年來の習慣は恐ろしきものにて治外法權を左程の事と思はず例の犯罪人を双方の政府に引渡すこと歟成る程日本の藩々の振合ひによくも似たり西洋にも亦便法あるもの哉とて少しも之に心を留めず悠悠自得の顔色を爲し居たりしとは唯自分の國の習慣に浮れて大切なる事を早合點したるものと云ふ可し

幕府の末に日本國中に攘夷家なるもの現はれ出で凡そ外國交際の事に就ては其事柄の大小輕重に論なく善も惡も幕府の爲したることは一切日本國のために爲らすとて只管其手落のみを狙ふて喧しく議論したるは誰も人の記憶する所ならん然るに此攘夷家が一度として治外法權の事を發言したることなし外國人が日本人に對して罪を犯すときは日本の國法を以て罰することも爲さず彼等の居留地には一種の法を行ひながら幕府は之を禁するを知らず即ち我皇國を西洋諸國の等外に置くものなり云々と論じたらば幕府を咎るに屈強の辭柄なる可きに會て之を云はざるは流石の攘夷家も此一事丈けは夢中にして空々寂々たりしものなり此一事にても日本人が治外法權の利不利を考の外に置きたるの證とするに足る可し

第二

前に記したる如く我國に外國人の治外法權は全く日本人の不案内よりして浮かど許したる事なれど

も又篤とくと當時たうじの時勢を考れば外國人が斯く約定やうていしたるも決して無理ならぬことなりと申すは安政年間
の日本は今日の日本に非ず全國上も下も外國の人を嫌ふのみか之を暗殺あんさつするものさへある世の中にて
若しも外國人の身として日本に在留し日本の法律に従はん抔條約面に記したらば何か双方の間に爭論
にても起るときには外國人は一も二もなく日本政府の手に掛りて其處分に任せざるを得ず時の法律と
云へば徳川の御大法にして甚だ精密ならず加ふるに上下舉こまつて異人を惡むの人情なれば或は役人の手心ていしん
にて差したる罪もなき外國人を捕へて牢舎らうしゃ申付るなどの氣遣きづひなきに非ず斯あまる危あやき政府の法律に何とし
て身を托たくす可きや今日にても吾々が朝鮮又は安南などに行て其國法に従へば或は些細せさいの不調法よりし
て生捕られ時として鈍刀なまくらもて首を切らるゝなど、聞いては先づ彼の地に在ても日本の法の蔭かげに身を置
く可しと云ふことならん三十年前の西洋人が三十年前の日本を見るは正しく吾々が今日朝鮮安南を見
るに異ならず治外法權も決して謂いはれなきに非ず外國人は最初より日本人を欺て惡法を仕向しむけたる者に
非ず其時には外國人も日本を視ること實の價よりも低くして萬事不案内なる其上に實際に於ても亦止
むを得ざるの事情ありしこと、知る可し

然るに遷うつり變かはるは世の中の事にして我外國交際も日にます／＼繁しほくなり最初の程は至極便利なりし
治外法權も今は却て不都合なるの意味なきに非ず例へば我政府が三百藩を合併して天下を平一し隨て

法律も日本國中一色ひといろにするに付ては外國人の居留地固より廣からず其人數とて左まで多からずと雖も等しく日本の國土に住居しながら内外の人が軒を并べて隣同士となりどうしに法律を異にし此家に禁じられたることも彼の家には禁制なく、兩人同様の罪を犯しても其罰は同じからず或は共犯きょうはんとて三五人組合ふて曲事を爲したるときにも其同類中に外國人が一人にても雜まじり居れば其者丈けは別段として之を除かざるを得ず例へば博奕は日本國法の禁制にて犯す者あれば直に之を拘引するの法なれども其博奕の仲間に外國人があれば之を彼の國の官吏に告るのみにて我巡查が之に手を付ることは出來ず扱其外國人が自分の國の法律に照されて存外に罰ばつの輕きこともあれば内外の人等ひとらしく日本の土地に居り同様の罪を同時同席に犯しても刑罰けいばつは相互に同じからざるものなり此外にも不都合を云へば外國人が内地に遊山遊獵などに出掛けて毎度間違を生じ日本人なれば直に取押へて吟味す可き場合にては外國人なるが故に唯其姓名住處を聞き手札を取り置く位の仕來りにて我銃獵規則を行ふに差支少なからず尙下なげては人力車夫の賃錢、茶屋料理屋等拂方の差縫さしぬいなど見苦しく聞き苦しき談はなしは毎度の事にして其事柄は誠に些細の箇條にても何時いつも外國人が何處どこにて簡様の舉動きんぎょうして其始末は云々いふいふなりしと云へば我人民等は日本國に外國人の治外法權あるが故に斯くの始末なりとは先づ心付かずして外國人は法を破りて傍若無人なりと一筋に之を惡むの情を生じ廻まわりくは廣く内外の交際上に差響くもの甚だ大なり固より外

國人の中に無法者ばかりあるには非ず品行上等の人も多きことなれども偶々二三の暴客が法を犯して罪を遁るゝ者あれば日本人は一を推して十を合點し上等の外國人に向てまでも安からぬ心を抱くとは實に殘念なる次第にして其本を尋ぬれば治外法權の所爲なりと云はざるを得ざるなり

まだも不都合なる箇條を云へば自今以後日本と外國の交りはいよ／＼繁くなり輸出入の品も次第に増し隨て外國人の渡來居留する者もいよ／＼多くなる可きや明なり人數いよ／＼多ければ其割合に準じて人物宜しからぬ者も多かる可きは是れ亦自然の勢なり即ち之を奸商と云ふ商賣は繁昌して奸商は多し如何なる事の出來す可きや干差萬別今より考にも乘らぬ所なれども我輩の最も不安心なりと思ふ者を云へば外國の奸商等が我内國の税法を紊るの一條なり我大藏省には國稅の法あり地租、酒造稅、煙草稅等の如し又府縣には地方稅の法あり即ち地租割、營業稅、雜種稅とて諸商人、料理屋、寄席、人力車等に至る迄もそれ／＼の稅を納めざるものなし然るに外國人が居留地を構へて治外法權の下に居るときは如何なる商業を營みて如何なるものを賣買するも稅の沙汰に及ぶことある可らず居留地の外國人は馬車に乗るも馬車稅なし馬に跨るも馬稅なし或は居留地内に吳服太物質屋渡世、料理屋、待合茶屋又或は日本流の芝居、見世物、相撲の興行等あらん限りの商業を營むも我府縣の稅法は之に立入る可らず又彼の新聞紙發行の如き我政府には新聞條例ありて其取締を爲すの法なり此法の良否は兎

も角も爰に論ずる場所に非ざれども苟めにも一國の法令は一國中に行はれて一人も之に洩るゝことある可らざるは當然の道理にして人民の分に於て謹で守る可き善なるに従前外國の居留地には横文の新聞紙を發行して其記す所を見れば時として隨分穩かならざるものもあり先づ今日までは其新聞紙が横文にして我國人中横文を讀む者少く之がために新聞紙の差響も著しからざることなれども若しも横文の代りに日本通用の文を用ゐて様々の事を書立てたらば如何す可きや或は我方より掛合に及び外國人にして日本に居り日本の新聞條例を外れて日本通用文の新聞紙を發兌することは不相成と禁ずることとならんと雖も彼の方よりも又様々に理窟を並べ立て結局は如何様となるも談判の居合ふまでには容易ならぬ困難を見る可し是等は金錢上の損得に縁なきやうなれども獨立國の權力に就ては直に差響を生じ廻はりては遂に此方の損害と爲ること少なからずして内外の交際も自然に苦々しき有様に立至るの媒介たる可きものなり

第三

右に述べ記したる如く我日本國に外國人の居留地を定めて治外法權のまゝに差置く時は法令の行はれざるものありて云はゞ外國人は日本に居り日本の事を爲しながら日本の法律を外れて時としては無税の商業を許されたるの姿なり固より今日の有様にては居留の外國人として差したる數にも非ざれば本

人等が無税の營業は姑く之を堪忍するも爰に堪忍す可らざる事情と申す其次第は元と外國人が居留地に居るは外國の品を輸入して日本の産物を輸出する仲立のためにして前年取結びたる條約面にも専ら其邊に就ての便利又取締向を記したることなれども前に云へる如く奸商の輩現はれ出で、輸入輸出の本職をば扱置き外の奸と内の奸と申合せて奸策を企て日本品の税の最も高く製作の餘り難からざるものを選りて竊に之を作り外國品と偽りて賣弘る歟又は公然と其物を製造して居留地より直に日本の内地に持込むときは之がために内地製造品の價に差響を生じて税法の根本を動搖することある可し例へば今葉烟草を外國人に賣るは公然たる事にして條約面にも日本の官吏は内外人の商賣に立入ることなかる可しと記しあるからには政府の筋にて之を禁ずるを得ず故に外國人は此葉烟草を買ひ日本の烟草職人を雇ふか又は器械を以て之を刻み風味葉並都て日本風に仕立て、内地に持込むときは都鄙の烟草屋の店頭に二様の刻烟草を並べ一方は日本製にして印紙税あり一方は舶來品(實は居留地製)にして無税なり何れにても好み次第と客に示すことならんに日本の人民は正直忠義なりと云ふも正しく同様の賣物を見て態と價の高き方を取る者はなかる可し或は實の價は同様にて無税ならば其税金だけ必ず安からんと想像しても舶來刻みの方に取て掛るは必定ならん一度び斯る惡習を生じては内地にて烟草營業人の難澁は如何ばかりなる可きや姦ましき者其は皆爭ふて舶來刻みを取扱はんとし跡に残る正業者

は唯呆れて業を失ふのみのとならん（本年四月二十四日時事新報の雜報に「無印紙の烟草」と題し神戸在留の支那人が支那烟草と日本烟草とを打混せ支那製の如くに仕爲して無印紙のまゝ市中を賣りある云々と記したり此報告若も實ならば本文に申す奸商の一端なり）又或は今一段大事を企て外國人が内地の酒造營業人と竊に組合ひ外國の土地に日本酒を醸造して之を輸入する時は其利益は烟草の比に非ず今我國にて清酒の税は一石に付き四圓の割合にして酒一石の原價八圓とすれば酒税は正しく五割に當る即ち百圓の酒に五十圓の税を拂ふ者なり然るに外國より輸入する酒類は麥酒にても葡萄酒にても都て五分税の約束即ち品代百圓に付き五圓の割合なるが故に日本流の清酒を外國の地に醸造して我開港場に持込み是は外國製の酒で御座る、五分の税を拂ひ申さんと云ふ時は條約面の表向きに於て先づ此方には之を拒むの辭なき姿なり其輸入人は日本の内地にて五十圓の税を拂ふ可き處へ僅か其十分一の五圓金にて公然申開きの立つものなれば運賃諸雜費を引去るも十分の利益を見る可し尙之よりも一層の大膽惡策を運らすときは外國人が日本人を雇ふて厚ケ間しくも居留地の内に酒造を始めたらば之を如何せん元來我國と外國との間に取結びたる條約は和親貿易の條約とて双方の人民商賣上に利益を争ふとは申しながら其争ふ中にも自から懇親の情は相互に通じ合うて淺ましき振舞はなかる可き筈なれども治外法權の約束其意味誠に不分明にして際限を知る可らず假令ひ斯る約束あるも其法權は

唯内外の人民が相互に喧嘩争闘などしたるときは處分に限ることにして直に政府の法を犯して其行政を妨ぐるが如き罪人をも構ひなしといふ意味に非すと主張すれば此方に十分の申分あれども又一方より治外法權の居留地は外國の軍艦又は公使館などと同様にして假令何れの國の領内に在るも之を一區の外國と視做して何事を行ふも勝手次第なり居留地に居て日本産の牛皮を買ひ之を靴と名くる製造品に仕揚げて復た日本人に賣るも勝手次第にして税の沙汰に及ばず、日本の麥を買うてビールを醸し之を居留の外國人に賣り又日本人に賣るは多年の事なれども日本政府へは一度も税を納めたることなし、左れば日本の米を買うて清酒を作り日本の葉烟草を買うて刻烟草と爲し之を居留人に賣るも日本人に賣るも勝手次第なり清酒は麥酒に異ならず刻烟草は靴に同じとて義理も人情も外にして横様に掛け例の惡代言人の口氣にて鳴立るときは無理無法ながらも一應の申分あるが如し詰り議論の喧しくして聲の高き方が勝利と申す位の様にして取留めたることあらざれば外國の奸商が誠に好にして我國在留の公使領事も之を咎めず、本國の政府も知て知らぬ風を装ひ、其國全體の人民も日本の事情に心を留めずして噂する者さへなき程の次第とあるときは我方にて其好を差留めんとするに何の方便を用ゆ可きや甚だ困難なり假令ひ之を差留め得るとするも夫れまでには餘ほどの苦勞なる可し是れも前に云へる如く其酒の醸造高は固より些少のとなる可しと雖ども國中に無税の酒と有税の酒と打交りて賣も

のに出るときは之がために政府の税法を紊るのみならず全國酒造營業人の害を被るは實に何とも申し難き程のことならん巧者なる酒屋の話を聞くに酒造の工手間を石數に平均すれば玄米より清酒に作り上るまでに上酒は一石に付き十人役、下酒は同五人役なりと云ふ日本國中清酒の石高を大摺に五百萬石として一石の工手間を押しならし七人役とすれば三千五百萬人役にして酒造の期節冬より春に掛けて毎人に百日働くものなれば三十五萬の男は酒造にて渡世する者なり是れは唯荒働きの話なれども此外に酒商賣の關係を云へば資本金を貸して金利を取る者あり海陸に運送して運賃を取る者あり問屋、卸賣、小賣の商賣其手廣くして利益の洪大なるは實に國中に比類稀なる大商賣なりと云ふ可し然るを爰に萬々一にも外國より清酒を輸入する歟又は居留地にて釀造を始むる等のことありては内國の酒造并に其賣買の仕組もがらりと變動して三十五萬の酒男が渡世の道を失ふのみならず資本金主、海陸運送方より末々の小賣商人に至るまでも途方に暮れて必死の難澁に苦しむことならん其有様は饑饉に農民の苦しむが如くなる可しと云ふも過言には非ざる可し恐ろしくも亦憐む可き次第ならずや我輩は常に我酒税法の當然なるを賛成する者にして自今この税は次第に増すことならん信じ又酒造家の中にも少しく思慮ある者は酒税の酒屋税ならずして飲酒税たるの道理を合點して毫も不平なきのみか収税の法さへ今一段便利になることならば増税も苦しからず寧ろ酒造家より此旨を出願せんと思立たる

者もある程のことにて官民の間柄甚だ以て平和なる其最中に僅に一二の奸商等が治外法權の蔭より惡策を運らすときは我大日本國の租稅法も之が爲に紊れて無數の國民をして饑饉同様の難澁に陥らしめんとするの氣遣なきに非ず沙汰の限りと申す可きなり

第四

一 通り考へたる所にては若し萬一も外國人が治外法權の蔭に居て日本の稅法を遁れ酒にも烟草にも又其外の物にも輸入品の銘を付けて脱稅を目論見たる者あらば其品物に限りて輸入稅を増す歟又は之を輸入したる上にて内國の稅を掛れば仔細なしと思はるれども此事に付き難澁至極と申すは我國開港の初め外國と條約を結びたるときに輸出入品の稅則を作りて之を條約書に結付け斯く稅則を定めたる上は今後十四ヶ年の間之を据置き若し其間に不便利を覺えて之を改正せんと欲するときは期限に至り内外双方の政府相談を遂げて之を處分す可しと約したるが故に日本政府の一了簡にて輸入稅を増すことは固より出來ず又此上にも條約面には一度び輸入稅を掛けたる外國の品物を内國に運送するときに色々の名義を設けて再び稅を納めしむることなかる可しとの明文ありて外國人は其國産の品を我開港場に持來り之を賣拂うて代價をば受取れども其賣拂ふたる日が品物を手放すの日に非ず尙又其品物の

行付く先きを心配して此品物は日本に來りて既に一度び納税の役を勤めたるものなり如何様の事あるも再度の役を勤めさすること不相成と丁寧に之を保護する其有様を喩へて云へば老親が祕藏息子^{ひそむしこ}を旅に出し其行く先きまでも様々に工夫して綱を引くもの、如し息子の門出^{かどで}は親が子を見放すの日に非ず開港場の賣買は外國人が品物に別るゝの日に非ず一は人情の厚きものにして一は用心の深きものと云ふ可し斯る次第なるが故に日本國內の品物なれば其製造所に税を取り其賣捌所に税を取り二重にも三重にも税の掛かるものありて我官民共に之を怪むことなしと雖ども外國の輸入品に限り入港のときに一度び五分の税を拂へば其品が誰れの手より誰れの手に移るも誠に安全にして税を促さるゝことなし故に今奸商等が清酒煙草など作りて之を輸入品又外國製と申立るときは唯其輸入外國の名義を以て日本國中に横行して之を差留るの方便^{てんぽん}に苦しむことならん難澁至極と申す可きなり

抑も開港の初に斯く税則を定めたるは米國の條約が其發端^{はつたん}にして今より思へば甚だ不都合至極にして米人が斯る條約を求めたるは其國柄にも似ず失敬千萬なるが如くなれども是れも治外法權の由來に同じく實は當時^{そのとき}内外の人民相互に情を知らざるより起りしことにして日本の攘夷^{じやうい}家は只一筋に外國を嫌ひ外國の品とあれば手に取ることさへ穢^{けが}らはしと云ふ人情に加ふるに國政の中央たる徳川政府にても叶ふことならば外國人をば謝絶せんとするの意味を含て其交際上の舉動甚だ穢かならざるもの多し

既に彼の浮浪の徒と唱へし攘夷家は江戸の市中に横行して洋學者を暗殺せんとし又舶來品を取扱ふ商人の家に押掛け主人を斬ると嚇して閉店せしめ長州下の關にては外國船に發砲し徳川政府にては公書を外國公使に贈りて開港以來我國民通信貿易の利を見ずして唯其害を被るが故に港を鎖して外國人の居留を斷ると掛合に及ぶなど實に驚くばかりの時勢なりしことは皆人の記憶する所ならん開港以來斯る有様なるが故に其はじめ條約を結ぶときに輸出入の稅權を日本政府にばかり任せて勝手次第としたらば政府は得たり賢しとて海關の稅を重くするのみか舶來の品には二重稅も三重稅も取立て開港は唯名のみに遺して其實は重稅を以て鎖港の本望を遂げんとするなどの奇談もありしことならん左れば外國人が稅則を條約の附録の如くにして其割合を限り改正は必ず双方熟談の上と定めたるも決して無理とは云ひ難し我輩として三十年前の外國人に向ては少しも不平なきものなり

然るに我日本國人の氣輕にして判斷の速なること實に世界中の案の外に出て開港以來十年ばかりの間頑固とも剛情とも名の附けやうもなかりし士族の輩が王政維新の變革と共に銘々の心をも新らたにし昨日まで目に見るも忌まはしかりし夷狄共は今日忽ち心の底より慕はしき朋友と爲り、手に取るも穢らはしかりし外國品は之を飾りて人に誇るの器と爲り、黒雲忽ち晴れて明月を出し、氷雪頓に解けて春暖を催ふす、是れより日本は眞實正銘の開國にして外國の人をも招き物をも買ひ開港場の貿易日

に繁昌して以て今日に至りしことにして既に今日と爲りては全國の人民が皆舶來品を用ることに慣れて之を止めんとするも止む可らず例へば英國より來る唐糸金巾、佛蘭西のメリンス、亞米利加の石油の如き我國に缺く可らざる日用品にして其輸入を妨げたらば人民は忽ち不自由を覺えて大苦情の起ることならん左れば今日に爲りては海關稅の權を日本政府の一手に握りて其上げ下げを勝手に任すればとて無法なる處分せざるのみか輸入品に稅を掛くれば品物の價は其稅金だけ高く爲り、其高く爲るだけの金は日本國人より拂ふの道理も固より明白なれば政府にても成る可き丈けは之を軽くせんと欲すれども凡そ國を治めて稅を取立るには大抵釣合ひのあるものにして國用次第に増して國民より取立る稅の高を増さんとするときは一方に重くして一方に軽くす可らず地租も取り雜稅も取り戶數割稅も取り印紙稅も取り其割合は年々増加し又新に稅法の出來る其最中に獨り外國貿易の運上は開港の初に定まりたる通りにて之を動かす可らずとは何と不都合至極の譯けならずや今の日本は三十年前の日本に非ず國の勢の根本より入れ替はりて一切萬事、昔の面影もなき此國に對して貿易運上の法だけは昔の法が至極相當にして改革不相成とは外國の人も少しく無理なるが如し或は日本人が内地にて何かの製造工業を企て政府に於て其業を保護するためにとて外國より同様の品を輸入するときに態と過分の稅を掛けて輸入を妨ぐるなどの政略を行ふが如き事實もあらば時として輸入商人の苦情も尤なれども夫

れさへ米國などにては頓着することなく自國の都合次第にて保護税を掛けながら日本に限りて今日は保護税の沙汰もなく唯國中税法の釣合を程よくせんが爲に海關税をも相應の割合にせんとするまでのことなるに外國人は何を心配して日本國の税則を日本政府の一手に任せざるや實に文明の人にも似ず無理非道なる仕打にして我輩は唯其剛情に驚くのみならず近年我國の人も次第に外國の事情に通じ次第に諸外國の振合を見聞するに従て獨り我國が無理を被りつゝあるとの事實を發明するときは實に以て心の中に愉快ならず兩國相對して懇親など云ふは唯口の先きばかりにて其内實は外國政府も其帝王も其人民も日本の爲筋を思ふ者としては一人もなし表向は朋友にして裏に廻れば仇敵に異ならず頼甲斐なき西洋人なりと早合點にも敵對の心を起し一切萬事の交際に如何なる故障を招ぐやも計る可らず左りとしては日本の不幸は勿論外國人も千辛萬苦して日本國を開きながら之を開て遂に敵國を得たるに異ならず双方の失望これより大なるものはなかる可し

第五

我日本國に外國人の治外法權を許す限り今の税則のあらん限りは内外の交際上に萬事不都合を生じて其箇條は逐一記すに違あらず就中差向の大不都合と申すは前にも述べたる税法の一條にして開國以

て同様の國なり日本國の英國に於けるは英國が佛國に對するに異ならず日本英佛正しく同様なりと云ふと雖も其英人が佛に行き佛人が英に住居して相互に交る有様は英佛の人が日本に來り住居して内外相交るの様に同じかる可きや、内外の區別を立て、内の最良するは何れの國の人情に於ても同様なりと雖も英國に住居する佛人と英人との間に爭論を起し又商賣の取引に間違の出來たるときに英國人は申合せたる如く佛人の迷惑を醸して佛人は常に外國人なるが故に貸金の取立にも困るとある可きや、英人が佛の都の巴里に來りて物を買ひ旅籠屋に止宿するとき佛人は之を英國の客と認め諸商店押并べて常に法外なる價を求む可きや、佛の宗旨が英に異なり英の宗旨が佛に同じからずとて夫れが爲に互に之を忌み嫌ふて其人をも疎遠にするの情ある可きや、英佛の人が相互に婚姻すればとて兩國の人情に於て之を怪しみ之を咎むる者ある可きや、英佛の學者には固より主義の相異なる者多しと雖も之がために双方の國民が道德の根本同じからずとて互に輕蔑するの情實ある可きや我輩のこれまで見聞する所にては左様なりと答るを得ず左れば我日本人は開國三十年來大に外國の情に通じてよく外國人を親しみ毛頭惡意なしとは申しながら其交際の有様を西洋諸國の人々が相互に交るの風に較れば尙未だ至らざる所のものと云はざるを得ず一言に之を評すれば日本の外國交際は今日尙未だ人情の打解けたるものと云ふ可らざるなり

内外の交際に人情の相通せざるは禍の根本たること既に明白なる其上に我條約面にも亦大に交際を妨るものあり即ち其箇條を云へば外國人は唯開港開市の居留地に住居するのみにて其外に家を持つことを許さず、夫れより外へ遊歩せんとすれば十里の限を踰るを許さず又外國人は居留地の内にて地面を借用するのみにて其外に於ては地面を買ふを許さず、又日本の法律にて地券若しくは公債證書（去年十二月布告の中山道鐵道公債證書と金札引替無記名公債證書は別なり）を外國人に賣ることを許さざれば外國人は之を抵當に取りて金を貸すことも叶はず何れも甚だ窮窟なる譯けにて斯る約束は唯日本國に限り外國人に仕向けたるものにして西洋諸國の間には絶て無きことなり本來人間普通の道理を云へば凡そ太陽の照らす所、寒暑の人の身に適ふて舟車歩行の通ずる限りは行て行く可らざるはなく、住居して住居す可らざるはなき筈なり然るに此地球の面に日本と云ふ國ありて此國に五港二市を開き其周圍僅に十里だけの往來を許して一足も其外へ出さずとは今の文明の世の中にも似ず甚だ無理なるが如し又物の賣買も人間世界の普通にして金さへあれば賣人と熟談の上更に故障なかる可き筈なるに外國人は日本に來り又住居しながら何程の金を出さんと云ふも日本の土地山林をば買ふ可らず、公債證書を買はんとするも是亦許されず、外國人の身に成替りて考れば随分迷惑なる次第と申す可し西洋各國の間柄を見れば此邊は誠に便利を極め内外人の間に毫も差別なくして自由自在なるに其西洋の人

が唯日本人に交るが爲に斯く迄も無理窮窟を被るとは我方に於ても之に對して聊か氣の毒なりと云はざるを得ず然りと雖も此窮窟なる約束も其發端の初に溯りて考れば攘夷論の盛なるときに外國人を全國中に通行せしめ又住居などさせては如何なる間違も計り難しとの掛念より起りしことにして又土地を賣らすとは當時日本人の考に米麥の輸出さへ恐れたる位なれば日本の地面を外國人に渡さぬと云ふも決して無理もなかりしことなり唯今日に至りては最早其邊の心配もあることなし今の日本人は之に勸めて攘夷せしめんとするも事の道理を聞くに非ざれば容易に手を出す者なかる可し又地面を外國人に賣ればとて之を携へて本國に歸る可きにも非ずいよ／＼國を開くと覺悟を定めたる上は内外の人が雜居することなれば地面が誰れの手に入るも恐るゝに足らず是位の度旨なくては逆も外國に對して同等の附合は難きことなり

左れば我日本人がいよ／＼一致して外國人の治外法權を廢せんとの決定ならば彼れの無理不法を論ずるは固よりの事にして又心を平にして我方の落度をも思慮分別し彼れの方に向て道理を促すときは我方にも道理を盡し双方一點の無理なきやうにするこそ人間社會交際の法なれば我方に於て人民一般に心を和らげ萬事打解て附合の道を開くのみならず條約面に於ては十里の遊歩規程を廢し全國何れの地に外國人の旅行し又住居するも勝手次第、地面を買ふて家を建るも、荒地を開て田地を耕すも、學校

を設けて教授するも、寺を建立して説法せうぼうするも、自然の交際の成り行きに任せて之を妨るとある可らず或は此方より外國に行かんとする者あれば之を勸め彼の方より我國に來る者あれば丁寧に之を取扱ひ行く者も來る者も共に交際てんざいの方便と思へば悦ぶ可き事にして内外の雜婚歸化ざつこんきくわの如きは情を通ずるの端緒しじゆなれば是亦目出度き次第なり斯く迄に我方より仕向けて尙外國人に異議ある可きや我輩は必ず其異議なきを信するなり即ち我日本の外國交際を新にして西洋各國の例に倣ひ毛頭相違なきものなれば異議を述んとするも其口實なかる可し、英の佛に於ける、佛の米に於ける、尙此外に特別の事情ある歟我輩これあるを信せざるなり然らば則ち今の治外法權は誠に我日本國の禍なれども我上下の人民が心の底そこより其禍たるを合點して力を合して其撤去せつこに打掛り政府の官吏は無論日本國中、津々浦々の小民に至る迄も之を自分の身に引受けて心配するときは決して難き事には非ず國民一致すれば舊幕政府をも倒たふしたり今の治外法權の難題などは至て輕少の事柄と申す可し若し此輕少事にして爲めに永く日本人の窘くろしめらるゝことあらば他人の罪に非ず日本人民が自から爲せる怠惰なまけの罪と申す可きものなり

通俗外交論 終

來差したる大議論に及びたることもなかりしかども是れは唯たま〜然るの僥倖と申すものにて、
る抵當とするに足らず今日の處にては治外法權の意味誠に不分明にして外國人が居留地に居れば如何
なる事を爲すも勝手次第の姿なれば今後如何なる事の現はれ出づ可きや前以て測る可らず或は外國の
商人にして是れまで多年横濱神戸等に入し不仕合にて損毛したる者も少なからず此者等は唯日本國
を相手にして商賣の掛引を覚え今更本國に歸り又他國に行くも差向き見込も立ち兼るが故に日本に損
毛したるものは是非とも日本にて取返すの外に道なしとて所謂餓ゑたる虎の勢にて苟も利益の在る所
と見れば眞一文字に進て顧る所なし、外に餓虎あれば内にも亦空腹なる狼あり虎狼狐狸内外應援して
或は名を貸し金を貸し神變不思議に出沒するときは何事を企て、成らざるものあらんや我輩は治外法
權の行はるゝ外國人の居留地を形容して大日本帝國の化物屋敷なりと評する者なり

左れども爰に人の心を高きに置き人間普通の道を以て考れば化物屋敷は唯化物のために便利ならん
なれども人類のためには甚だ忌まはしきものなり日本の國を開て諸外國と交り和親貿易の條約を結で
相互に往來するは元と人間の事にして外國にも人あり日本にも人あり其人と人と附合して永く文明の
恩澤を被らんとする其最中に少數の虎狼狐狸をして化物屋敷に我儘を逞ましめ却て人間の利益
を妨げらるゝとは殘念至極ならずや本來我輩は外國人を惡むに非ず唯治外法權を惡むのみ、治外法權

を惡むに非ず唯法權の蔭に居て永久の外國交際を妨ぐる内外人を惡むのみ巢窟を覆すに非ざれば狐狸を狩り盡すことは難し治外法權を廢するに非ざれば奸商の跡を絶つ可らず是れ即ち我輩が熱心に論辯して此仕來の不利益を計へ立て既に上流の學者士君子に談じ盡して尙今回は兼て外國交際の事に深く心を用ひざりし人にまでも注意を促がさんが爲にとて數日の社説にこの文を記す由縁なり

扱我日本國中の人がいよ／＼以て治外法權の不利を合點しいよ／＼以て此仕來りを廢して諸外國と同等の交際の爲さんとするには唯一遍に彼れの方に向てのみ不平を鳴らすべからず自分の方をも顧みて我日本國人の方には一點の申分なきやと注意到注意を加へて落度なきやうにすることを緊要なれ此一段に於ては我輩は日本の人民に向て尙遺憾なりと思ふ所のものなきに非ず三十年前の日本と今の日本とは全く面目を改めたりとは申しながら今日に於ても尙外國人を嫌ふ者はなきや、假令ひ之を嫌はざるも外國人なるの故を以て之を疎遠にする者はなきや、内外の人の間に喧嘩争論を起し又は商賣の取引に間違の出來たるときなどにも日本の人は何となく日本人に加勢して外國人の迷惑になるとはなきや、日本人同士の貸金なれば随分取立の出來るものにては外國人の貸金なるが故に其始末に困る等のことはなきや、店頭に物を買ふにも旅館に宿料を拂ふにも人足に賃錢を渡すにも外國人なるが故に相場の異なることはなきや、外國の宗旨とあれば其信仰不信仰に拘はらず之を忌み嫌ふの情はなきや、

日本人にして外國人と縁組すれば表向に之を咎めざるも内實は之を止めんとし又これを止めたるの例はなきや、我日本は仁義禮智信の國なり西洋は耶蘇十戒の國なり道德の根本相異なるとして少しく之を賤しむるの情はなきや、是等の箇條に於ては我輩聊か疑なきを得ず又開港以來誰れの唱へ始めたる言にや日本の婦人にて外國人の妾たるものを名づけて俗にラシヤメンと云ふ其字義不分明なれども何れ獸類の名なるが如し人の妾たる者は世に珍らしからず唯外國人の妾たりとて之に獸類の名を附るとは實に言語に絶えたる話にして斯る不禮無法なる言葉を放つ者こそ人間の道理を知らざる獸類にこそあれ慎しむ可きことならずや又金錢の事に付き先年横濱居留の或る外國人が多年雇ひの番頭なる日本人を信用し其名前を以て居留地外に地面家藏を買ひ舶來品の店を開て隨分利益もあり都合よく商賣を營み居たる折柄其番頭が久しく店の勘定を納めざるより或る日主人が店に行て諸帳面を改めんとせしに番頭は何思ひけん以前に打て變はりたる挨拶にて主人に向ひそもく貴殿は何れの人なるや此店は拙者の店にして地面家藏は拙者の私有、店の仕入品も固より拙者の所持にして他より故障のある可きものならず然るに貴殿は外國人の身分として妄に居留地外の日本店に踏込み店の帳面を改めんなどは法外千萬なる舉動なり早々引取られよとて理不盡にも己が大恩受けたる其主人を店頭より突出したるに主人の心中憤りに堪へず打殺しても足らぬ奴とは思へども元と日本の法律を犯して利益を謀りしこ

とにて表沙汰おもてざたにすれば却て耻辱たる可きを勘辨はくたんし莫大もくだいの資本金を空しく他人に取られながら己が損毛したる次第をも極秘密にして人に語ることもなかりしとて我輩は現に其時の事情を探り得たることあり是等は畢竟外國人の奸策より生じたる禍にして自業自得じごふじとくなりとは雖ども其番頭たる日本人の不人情も亦甚だしく實に極惡大罪と申すも可なり隠すより顯はるゝはなし或は外國人の中に之を聞傳へたる者もあらん一を聞て二を推察し日本人は善にも惡にも依頼するに足らず油斷のならぬ者共ばかりなりとて幾分か全體の信用を減じたることならん苦々にくがくしきことならずや我輩固より奸商一人の舉動より起りたることを以て外國交際の萬事を判斷するに非ず又日本國民相互ひの間にも、西洋人同士の中にも奸商は澤山なれども知らぬ事に疑を抱いだくは人情の常、西洋の人は兎角日本の事情を深く知らずして左なきだに疑ひ危あやぶむ其折柄に一ヶ所にても法外千萬なる事の出來きつたしては其疑心はますゝ高まりてますます内外の疎遠を助くるに足る可きのみ

第 六

右に記したる事情を細こまかに考れば外國人の治外法權は實に忌まはしきことなれども反て我方の有様を顧れば日本の人民も外國人に對して十分の情を盡したる者と云ふ可らず我れと彼れとは同様の人にし

來差したる大議論に及びたることもなかりしかども是れは唯たま／＼然るの僥倖と申すものにて確なる抵當とするに足らず今日の處にては治外法權の意味誠に不分明にして外國人が居留地に居れば如何なる事を爲すも勝手次第の姿なれば今後如何なる事の現はれ出づ可きや前以て測る可らず或は外國の商人にして是れまで多年横濱神戸等に出入し不仕合にて損毛したる者も少なからず此者等は唯日本國を相手にして商賈の掛引を覺え今更本國に歸り又他國に行くも差向き見込も立ち兼るが故に日本に損毛したるものは是非とも日本にて取返すの外に道なしとて所謂餓ゑたる虎の勢にて苟も利益の在る所と見れば眞一文字に進て顧る所なし、外に餓虎あれば内にも亦空腹なる狼あり虎狼狐狸内外應援して或は名を貸し金を貸し神變不思議に出没するときは何事を企て、成らざるものあらんや我輩は治外法權の行はる、外國人の居留地を形容して大日本帝國の化物屋敷なりと評する者なり

左れども爰に人の心を高き置き人間普通の道を以て考れば化物屋敷は唯化物のために便利ならんなれども人類のためには甚だ忌まはしきものなり日本の國を開て諸外國と交り和親貿易の條約を結で相互に往來するは元と人間の事にして外國にも人あり日本にも人あり其人と人と附合して永く文明の恩澤を被らんとする其最中に少數の虎狼狐狸をして化物屋敷に我儘を逞ましふせしめ却て人間の利益を妨げらるゝとは残念至極ならずや本來我輩は外國人を惡むに非ず唯治外法權を惡むのみ、治外法權